

北茨城市障害福祉計画 [第3期]

(平成24年度～平成26年度)



北 茨 城 市

平成24年3月

北茨城市障害福祉計画[第3期]目次

第1章	障害福祉計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の根拠となる法令	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の推進期間	4
5	策定体制	5
6	推進体制	6
第2章	障害福祉サービス等の確保に関する基本的事項	7
第1節	基本理念	7
第2節	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	8
第3節	相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方	9
第3章	重点施策	11
第1節	福祉施設の入所者の地域移行生活への移行目標	11
第2節	入院中の精神障害者の地域生活への移行目標	12
第3節	福祉施設から一般就労への移行等の目標	13
第4章	障害者の状況	14
第1節	障害者手帳の交付者数	14
1	身体障害者の状況	14
2	知的障害者の状況	16
3	精神障害者の状況	17
第2節	障害者程度区分の認定状況	19
第5章	障害者自立支援法に基づくサービスの目標値	20
第1節	障害福祉サービスの見込み及び確保のための方策	20
1	訪問系サービス	21
2	日中活動系サービス	23
3	居住系サービス	32
4	相談支援	34
5	児童福祉法に基づくサービス	36
第2節	地域生活支援事業の実施について	38
1	相談支援事業	39
2	コミュニケーション支援事業	41
3	日常生活用具給付等事業	42
4	移動支援事業	45

5	地域活動支援センター	-----	46
6	訪問入浴サービス事業	-----	48
7	日中一時支援事業	-----	49
8	その他の任意事業	-----	50
第6章	アンケート結果	-----	52
	※市内及び近隣市所在サービス提供事業者一覧	-----	71

第1章 障害福祉計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障害者自立支援法（以下、「自立支援法」という。）は、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性とを尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成18年10月に施行されました。特徴としては、①3障害（身体障害・知的障害・精神障害）の福祉サービスを一元化、②サービスの実施主体を住民に一番身近な基礎自治体である市町村へ一元化、③支援の必要性を客観的に示す障害程度区分の導入、④就労を支援するサービスの創設、⑤サービス利用時に要する費用の1割を負担（定率負担）、⑥国の財政負担の義務化が挙げられます。その後、国は法律の円滑な実施等を推進するための施策として、必要な政省令を改正して低所得者層を中心とした利用者負担の軽減策等を実施するとともに、「障害者自立支援特別対策臨時特例交付金」を創設して、サービス提供事業所に対する激変緩和対策等を実施してきました。

平成22年4月からは、低所得世帯に属する障害者等がサービス等を利用する際の利用者負担額が無料となる制度を導入し、同年12月10日には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法」という。）」が公布され、同日付で発達障害を自立支援法の対象とすることや、平成23年10月からグループホーム、ケアホームに入居する障害者への家賃補助、重度の視覚障害者を対象とした同行援護の創設等を実施することとしました。平成24年4月からは利用者負担について応能負担を原則として、サービス利用時の費用負担の軽減を図るほか、さらに充実した相談支援体制の整備や障害児支援の強化等が実施されることとなります。

また、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、同年8月には「障害者基本法」の一部が改正されました。

今後、国は平成25年8月を目途として自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法（仮称）を施行することとしており、障害福祉サービスをはじめとした障害福祉施策の実施主体としての市の取り組みは、ますます重要性を増すこととなります。市では、関係機関と緊密に連携して北茨城市障害福祉計画第3期（以下、「3期計画」という。）を着実に推進し、さらなる障害福祉の向上・増進に努めます。

2. 計画策定の根拠となる法令

障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」を踏まえて、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき市町村が策定するものです。

北茨城市では、福祉施策を総合的に推進する北茨城市地域福祉計画第2期（平成22年3月策定）を障害者計画と位置づけています。

[障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項]

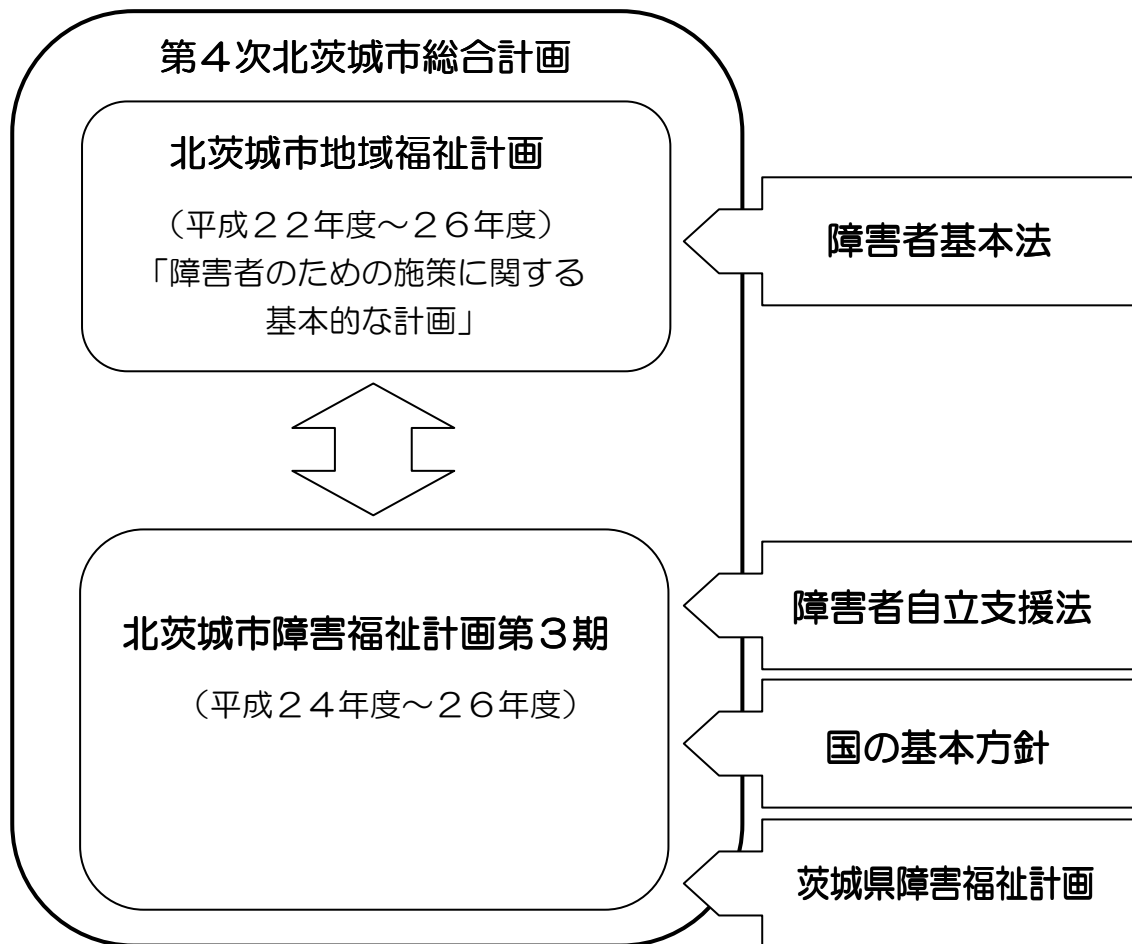
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

[障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項]

市町村は、基本計画に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の位置付け

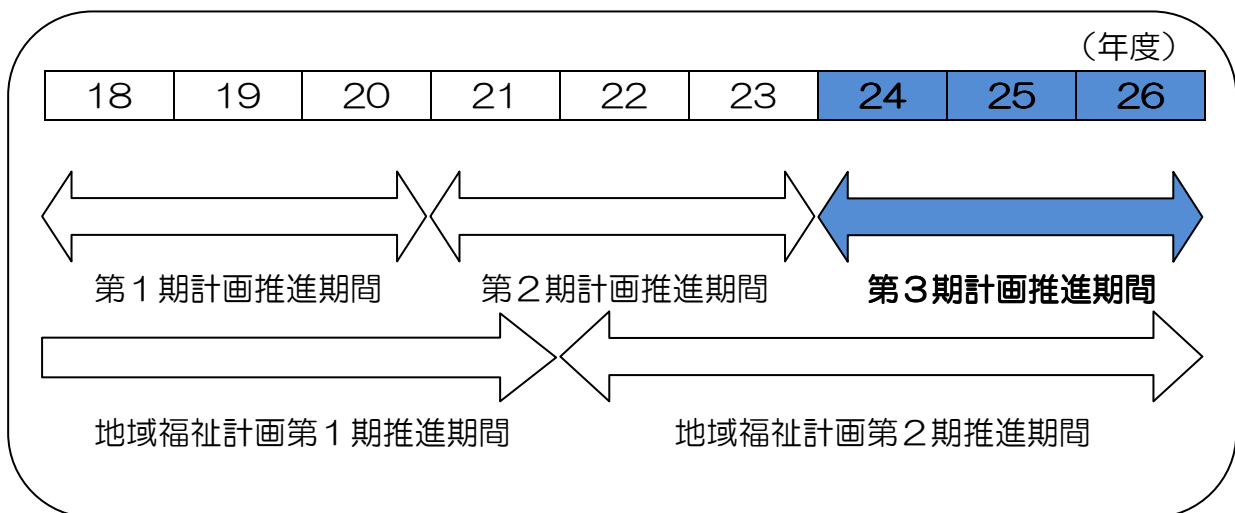
3期計画は、北茨城市の福祉関係施策を総合的に推進する北茨城市地域福祉計画第2期との整合性を保ちながら、第4次北茨城市総合計画と連携して推進することとなります。



4. 計画の推進期間

障害福祉計画は、3年を1期として策定することとされています。北茨城市障害福祉計画（以下、「1期計画」という。）は平成18年度から20年度、北茨城市障害福祉計画第2期（以下、「2期計画」という。）は平成21年度から平成23年度までをそれぞれ推進期間としていました。

このたび策定する3期計画は、平成24年度から平成26年度までを推進期間とします。



5. 策定体制

3期計画の策定にあたっては、以下の体制で行いました。

(1) 北茨城市地域自立支援協議会からの意見聴取

国の指針によれば、障害福祉計画を定めようとするときは、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。北茨城市では、事業者、福祉、保健の各担当者を委員とし、合計3回の協議会を開催して3期計画の素案に対する意見を聴取し、内容に反映させました。

(2) アンケートの実施

国の指針によれば、地域における障害者等の実情及びニーズを把握するよう努めることが必要とされています。このため、市では身体・療育・精神の各障害者手帳（自立支援医療（精神通院医療）受給者証を含む）をお持ちの方1,000名を無作為に抽出し、郵送により生活状況及びサービスの利用状況等についてアンケートを実施しました。このうち回答があったのは485人の方で、回収率は48.5%でした。

6. 推進体制

3期計画の推進体制については、北茨城市地域自立支援協議会、地域ケアシステム推進事業をはじめ障害福祉施策に係る機関との連絡・調整等を積極的に実施して、着実な推進に努めます。

また、今後、自立支援法に代わる法律の制定等がなされた場合には、既存の制度等が大きく変わる可能性があるため、その内容が判明した段階において、3期計画を見直します。

なお、3期計画で見込んでいる各障害福祉サービス等の平成24年度から平成26年度までの見込量につきましては、これまでの実績等を踏まえるとともに、これからの予測等を総合的に勘案したうえで設定したものであり、各障害福祉サービス等全体の利用量を限定するものではありません。あくまで、実情に応じたサービスの利用、提供等を推進します。

第2章 障害福祉サービス等の確保に関する基本的事項

第1節 基本理念

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 障害に係る制度の一元化

身体障害、知的障害及び精神障害の種別を問わず、個々の障害者等が必要とするサービスを確実に提供していける体制の整備をさらに進めます。中でも、精神障害者等はサービスの利用が少ない現状にあるため、適宜市広報紙等を活用してさらなる情報提供等を行いサービスの利用促進を図ります。

また、発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていることから、高次脳機能障害と併せて引き続き周知を図ります。

3. 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス提供体制整備

円滑な地域生活への移行や着実な就労支援等に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、北茨城市地域自立支援協議会が中心となり、福祉・保健・教育・雇用その他の関係機関等との協議・調整等を実施するとともに、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進めます。

第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 必要な訪問系サービスを保障

身体障害、知的障害及び精神障害の種別を問わず、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）の利用が図られるよう、それぞれのサービスの供給量を安定的に確保するとともに、その内容の充実・向上に資する取り組みを進めていきます。特に利用が少ない精神障害者等については、適宜市広報紙等を活用して情報を提供するとともに、指定特定相談支援事業者等によるきめ細やかな相談支援を実施するなどして、サービスの利用を促します。

2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）について、その利用を希望する障害者等にサービスを保障するよう供給量の安定的確保とその内容の充実・向上に努めます。

3. グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。）のサービスを安定的に利用できるようさらなる充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）からの円滑な地域生活への移行を促します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の積極的な活用により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に資する取り組みを実施していきます。また、福祉施設を利用しない場合でも、職親委託事業の拡充に努めることにより、一般就労への移行を支援します。

第3節 相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方

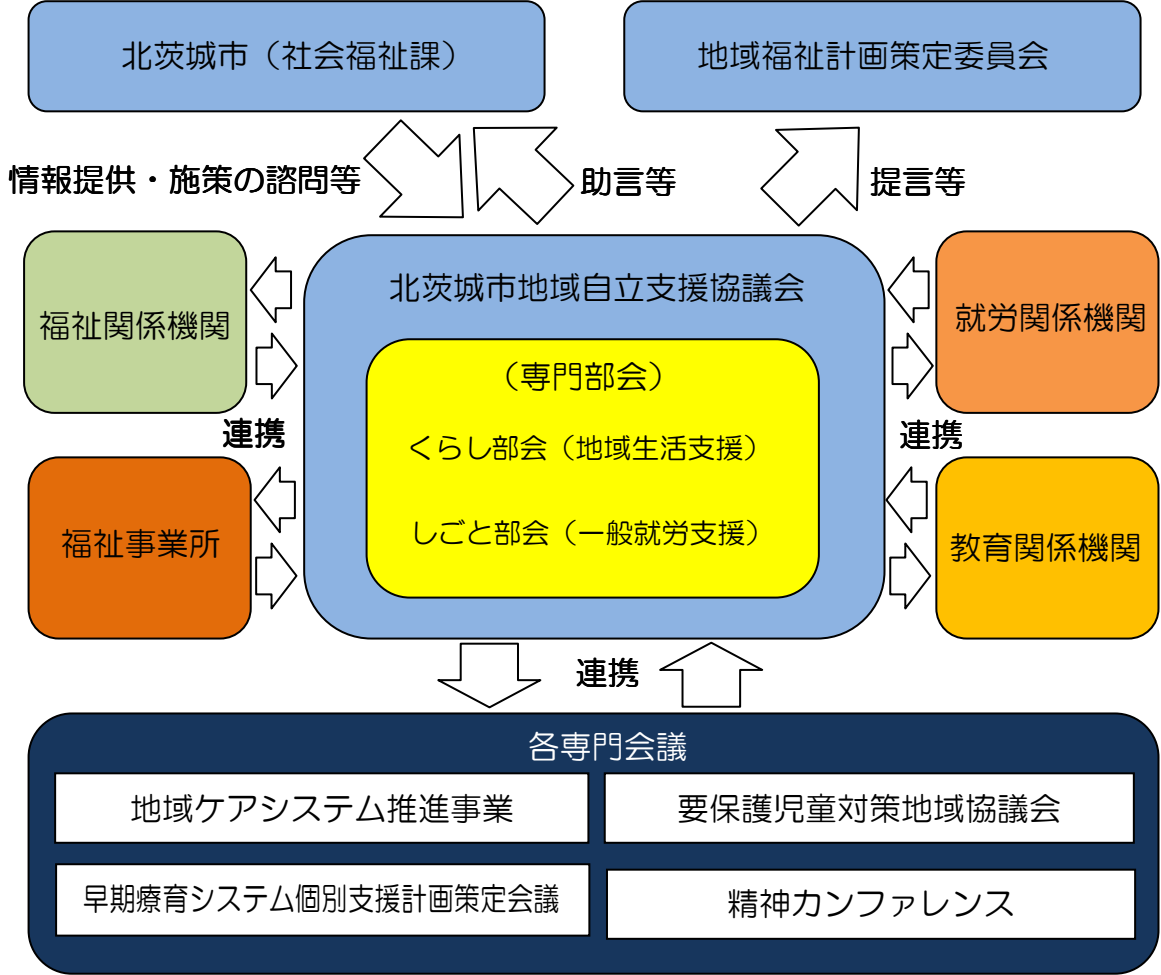
障害者等が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供が安定的に確保されることはもとより、その内容が障害者等の希望する内容と合致していることが必要であることから、諸サービスを適切に利用できるよう総合的に支援する相談支援体制の構築が不可欠です。

北茨城市では、北茨城市地域自立支援協議会（以下、協議会という。）を中心に、北茨城市地域ケアシステム推進事業、指定相談支援事業者等その他の関係機関等との連携強化を図り、相談支援の提供体制を確保していくとともに、障害児に対する支援拡充の観点から、特別支援学校等との情報交換等を通して、広範な支援体制の確立に努めます。

このうち協議会は、平成22年12月に成立した整備法において平成24年4月より法定化されることから、これまで担ってきた市の障害福祉施策に関する検討機関としての役割に加え、相談支援体制の中核的存在として、障害者等が現実に直面する様々な課題等について積極的な関与が求められることとなります。

この社会的要請に添えていくためには、3期計画推進期間内のできるだけ早い時期から、持続性と実効性とを担保できる体制へ強化・移行する必要であることから、その在り方について議論を深め、早期に結論を得るよう努めます。

北茨城市における障害者支援体制



第3章 重点施策

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

国の指針に基づき、平成17年10月1日時点での施設入所者数の3割が平成26年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。ここで掲げる3割の目標値は、1期計画推進期間から3期計画推進期間までを一体として見た数ですので、3期計画での目標値は、2期計画推進期間内において達成した移行数を除いて設定することとなります。

北茨城市の平成17年10月1日における施設入所者数は74人でしたので、その3割に当たる23人が平成26年度末までに地域生活へ移行する目標値となります。このうち2期計画推進期間では5人が移行（平成23年10月末時点）していますので、3期計画ではそれを除いた18人を地域生活へ移行する目標値とします。

平成26年度末の時点における施設入所からの地域移行者数	18人
-----------------------------	-----

2. 福祉施設入所者の退所目標

国の指針に基づき、平成17年10月1日時点での施設入所者数の1割以上を平成26年度末までに削減することを目標とします。ここで掲げる1割以上の目標値は、1期計画推進期間から3期計画推進期間までを一体として見た数ですので、3期計画での目標値は、2期計画推進期間内において達成した退所数を除いて設定することとなります。

北茨城市の平成17年10月1日における施設入所者数は74人でしたので、その1割に当たる8人が平成26年度末までに退所する目標値となります。このうち2期計画推進期間では5人が退所（平成23年10月末時点）していますので、3期計画ではそれを除いた3人を退所者数の目標値とし、平成26年度末の時点における入所者数を66人とします。

平成26年度末までの施設退所者数	3人
平成26年度末における施設入所者数	66人

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行目標

入院中の精神障害者の地域生活への移行について、国は「平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成 14 年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）」を設定することとしていましたが、この目標値は抽象的で、かつ医療機関の主観によるものであるため、客観的に分析・評価することが難しいことから、第3期障害福祉計画においては、「退院可能精神障害者数の減少目標値」を定めないこととなりました。

＜＜国の考え方

現在の障害福祉計画に目標として掲げている「平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）」については、その根拠となる「退院可能精神障害者」という評価が抽象的で、医療機関の主観によるものであることから、客観的な分析・評価が難しく、平成21年9月の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書においても、「別の客観的な指標」が必要である旨の提言がされていたため、「退院可能精神障害者の減少」という目標値は、3期計画では定めないこととする。そのうえで、「社会的入院」に関しては、さらなる取り組みが必要であることから、退院のさらなる促進に係る要素をより具体化、精緻化した着眼点を以下のとおり設定する。

- ① 1年未満入院者の平均退院率
- ② 5年以上かつ65歳以上の退院者数

以上については、都道府県で設定することとする。

>>

第3節 福祉施設から一般就労への移行等の目標

1. 福祉施設から一般就労への移行

国の指針に基づき、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する目標値を、平成17年度に一般就労へ移行した実績の4倍の人数とします。

北茨城市では、平成17年度において一般就労へ移行した方は1人でしたので、その4倍に当たる4人を平成26年度中までに移行する目標とします。

平成26年度末の時点における一般就労移行者数	4人
------------------------	----

2. 就労支援事業の利用者数

国の指針に基づき、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の方が就労移行支援事業を利用することとし、就労継続支援事業の利用者のうち、3割の方は就労継続支援A型事業を利用することを目標とします。

北茨城市では、市内に就労継続支援A型を提供する事業所が平成23年10月末時点においてないため、同時点で既に利用している1人に、新規利用者1人を加えて目標を設定しました。

平成26年度末の時点における就労継続支援A型利用者数	2人
----------------------------	----

福祉施設とは

<平成17年の時点>

- ・身体…更生,療護,授産(入所・通所),福祉工場,小規模通所授産施設
- ・知的…更生(入所・通所),授産(入所・通所),福祉工場,小規模通所授産施設
- ・精神…生活訓練施設,授産施設(入所・通所),福祉工場,小規模通所授産施設

<新体系>

- ・生活介護,自立訓練(機能・生活),就労移行,就労継続(A,B)

(平成20年12月22日事務連絡「障害福祉計画の作成に係るQ&A(3)について」より)

第4章 障害者の状況

第1節 障害者手帳の交付者数

1. 身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付を受けている方は、平成22年度末の時点で1,867人となっており、平成21年度末と比較すると62人増となっています。

障害別では肢体不自由が最も多く、1,011人（約54%）。次いで内部障害616人、聴覚・平衡機能障害が111人、視覚障害が106人、音声・言語・そしゃく機能障害が23人となっています。

等級別では1級が最も多く669人。次いで4級が424人、3級が297人、2級が289人、5級が97人、6級が91人となっています。

障害別数の推移

（各年度末 単位：人）

	視覚	聴覚平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	合計
平成17年度	124	101	29	990	540	1,784
平成18年度	127	102	28	989	565	1,811
平成19年度	117	95	25	963	554	1,754
平成20年度	109	94	23	974	562	1,762
平成21年度	104	99	22	985	595	1,805
平成22年度	104	111	23	1,011	616	1,867

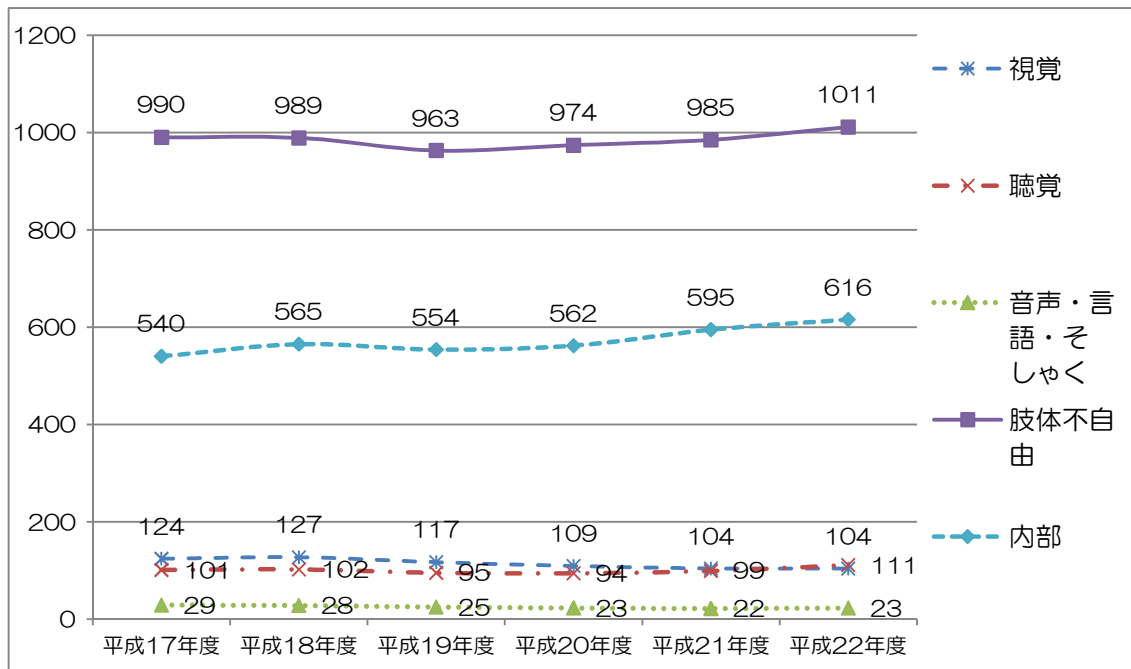
等級別数の推移

（各年度末 単位：人）

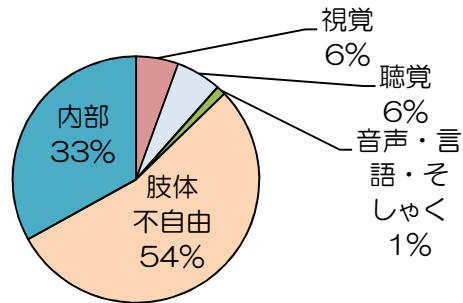
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成17年度	652	304	298	335	114	81	1,784
平成18年度	671	306	294	345	112	83	1,811
平成19年度	657	294	276	343	105	79	1,754
平成20年度	648	288	280	368	101	77	1,762
平成21年度	665	281	287	390	101	81	1,805
平成22年度	669	289	297	424	97	91	1,867

グラフで見る障害別数の推移

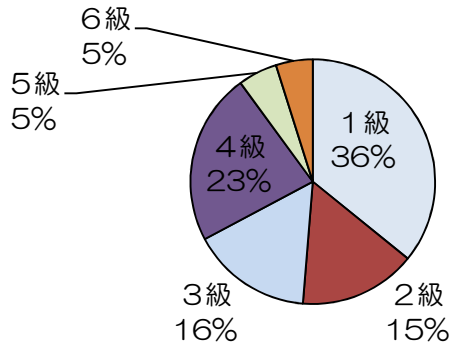
(各年度末 単位：人)



平成22年度障害別交付割合



平成22年度等級別交付割合



2. 知的障害者の状況

療育手帳の交付を受けている方は、平成22年度末の時点で336人となっており、平成21年度末と比較すると16人増となっています。

等級別ではA（重度）が最も多く106人。次いでB（中度）が101人、㊿（最重度）が67人、C（軽度）が62人となっています。

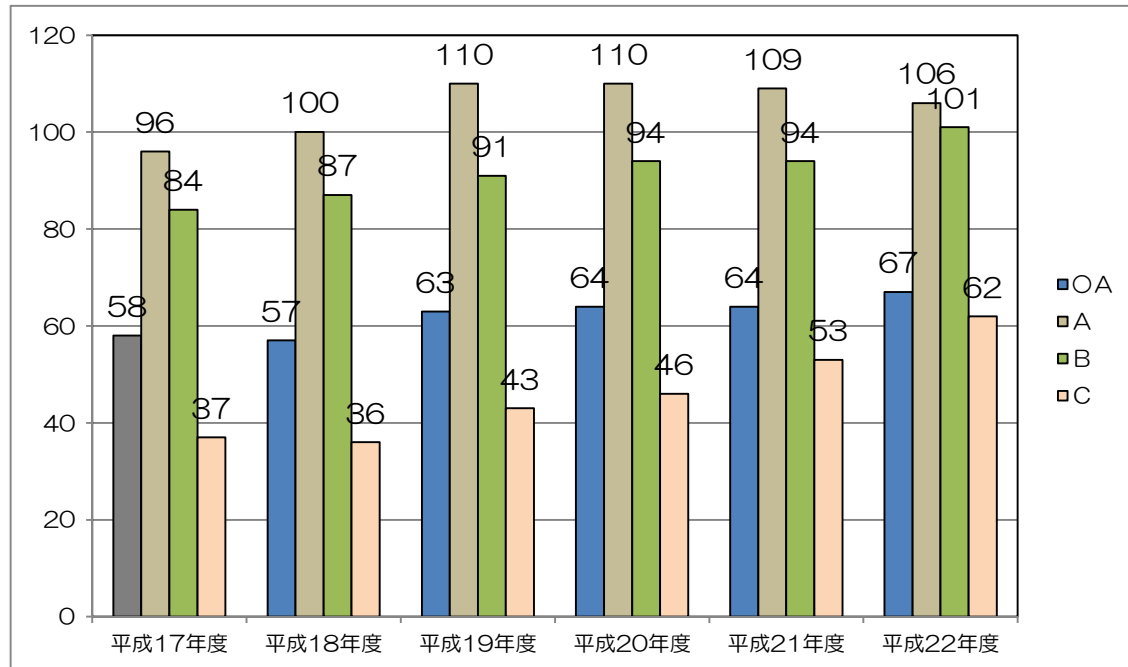
等級別数の推移

（各年度末 単位：人）

	㊿(最重度)	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	合計
平成17年度	58	96	84	37	275
平成18年度	57	100	87	36	280
平成19年度	63	110	91	43	307
平成20年度	64	110	94	46	314
平成21年度	64	109	94	53	320
平成22年度	67	106	101	62	336

グラフで見る等級別数の推移

（各年度末 単位：人）



3. 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、平成22年度末の時点で139人となっており、平成21年度末と比較すると37人増となっています。

等級別では2級が最も多く67人。次いで3級が39人、1級が33人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者は、平成23年10月の時点で385人となっており、年々増加する傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の交付者の推移 (各年度末 単位：人)

	1級	2級	3級	合計
平成17年度	14	64	33	111
平成18年度	13	54	30	97
平成19年度	18	50	29	97
平成20年度	19	39	31	89
平成21年度	22	49	31	102
平成22年度	31	64	44	139

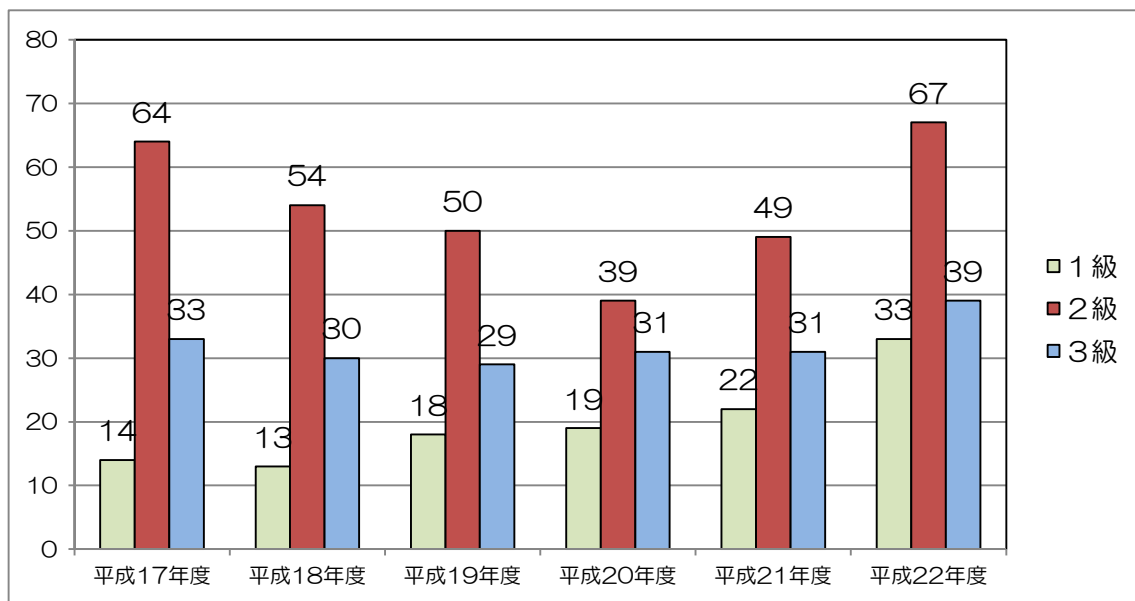
自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 (各年度末 単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立支援 医療（精 神通院医 療）受給 者数	297	307	341	340	391	385

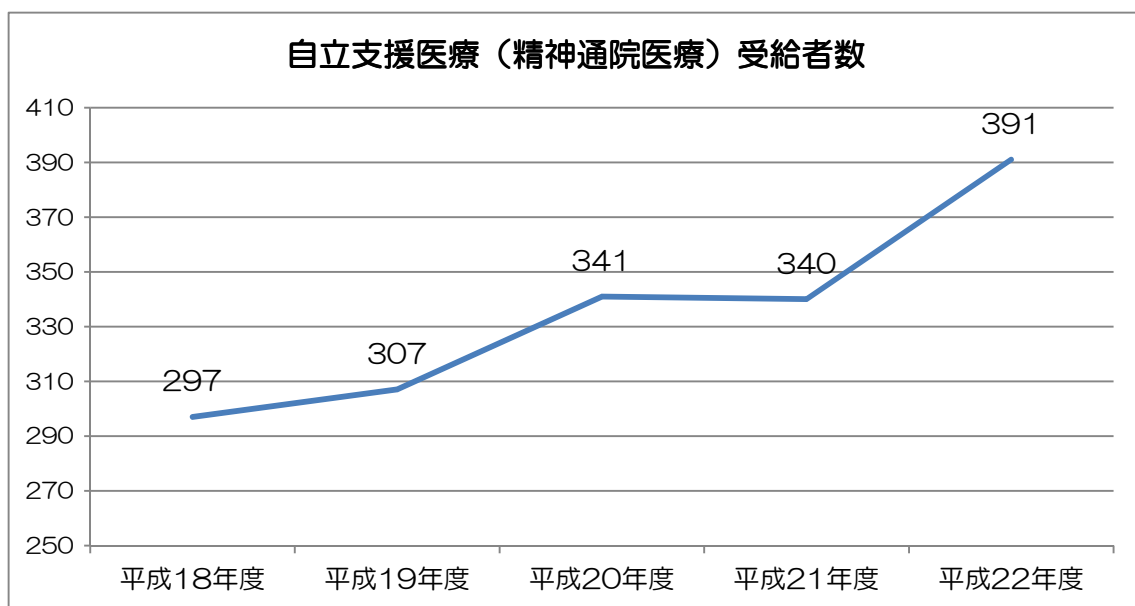
※平成23年度の人数は、平成23年10月末時点の数

グラフで見る等級別数の推移

(各年度末 単位：人)



(各年度末 単位：人)



第2節 障害程度区分の認定状況

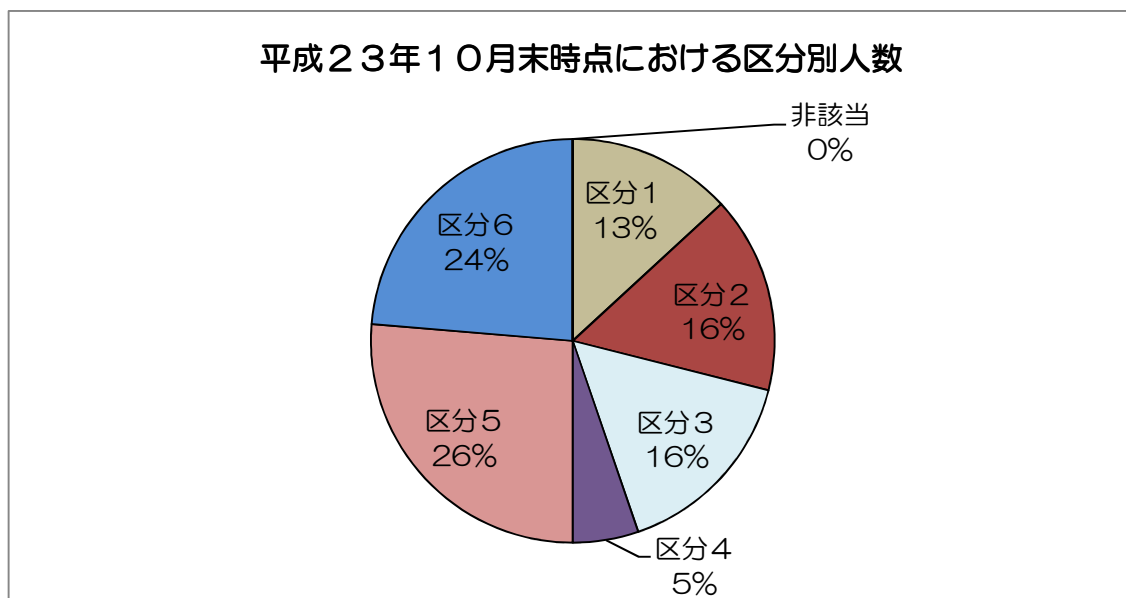
平成21年度には、平成18年度の自立支援法施行時に認定した障害者の再認定があったため認定数が大幅に増えています。また、平成23年度をもって、すべての障害福祉サービス事業所が自立支援法に基づく施設へ移行（一部平成24年4月1日移行）することとなっていたため、年々認定数が増加しました。

障害程度区分認定者数

（各年度末 単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
平成18年度	13	27	11	4	3	8	2	68
平成19年度	5	4	4	5	6	12	0	36
平成20年度	0	1	4	2	3	1	0	11
平成21年度	9	25	18	13	8	13	0	83
平成22年度	3	8	10	8	10	5	0	44
平成23年度	5	6	6	2	10	9	0	38
合計	35	71	53	34	40	48	2	280

※平成23年度の人数は、平成23年10月末時点の数



第5章 障害者自立支援法に基づくサービスの目標値

第1節 障害福祉サービスの見込み及び確保のための方策

ここからは、障害福祉サービス別に現状と課題を明らかにして、平成24年度から3年間のサービスの見込量を設定するとともに、それを確保するための方策及び今後の課題等について整理します。

2期計画においては、1期計画で定めた目標値を基本的に踏襲したうえで、実績及びアンケート結果等を踏まえ、サービスの見込量を設定していましたが、3期計画においては、その推進期間内に係る目標値が2期計画において設定されていなかったため、新たに設定することとなりました。

これにより3期計画では、国の指針、2期計画推進期間内におけるサービスの利用量の推移（利用件数、利用時間、各年度間の増加率等）、障害者の範囲の見直し及び今回実施したアンケート結果等を勘案して、新たに見込量を設定することとしました。

また、設定した見込量を確保するための方策についても、整理したうえで3期計画推進期間内における課題とし、その解消に向けて取り組みます。

1. 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです（通院等の介助も含まれます）。
重度訪問介護	重度の障害があって常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障害者が外出する際に同行し、移動補助を行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が常に困難で介護が必要な方に、行動時の介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のうち、特にその必要度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

現状と課題

訪問系サービスは、在宅で暮らす障害者等の日常生活を支援するサービスであることはもちろんですが、同居等の家族の負担軽減という側面も併せ持つ重要なサービスです。

また、サービスの支給決定を受けていながら利用に至っていない方、サービスが必要と思われるができるだけ自立したいと支給申請に至っていない方等、訪問系サービスの需要の潜在性は大きいものと考えています。

▶ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（時間／月）	500	549	597
	実利用者数（人／月）	31	34	37
実績	利用量（時間／月）	412.5	558.5	383.5
	実利用者数（人／月）	32	41	35

※平成23年度実績は10月末の数。H21・22に同行援護は含まない。

各年度の見込量と確保に関する方策

サービスの利用量は、障害の程度、居住する地域、支援者の有無及び家族構成等により、障害者一人ひとり異なりますので、今後ともそのニーズを的確に把握して適正な支給量の確保に努めます。

市内には、平成23年10月の時点で5つの居宅介護事業所があります。そのため居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、十分な供給量を確保しています。しかし、重度障害者等包括支援を提供できる事業所がないことから、2期計画に引き続き、同サービスを提供できる事業所の確保に努めていきます。

また、一部改正された自立支援法等では、平成24年4月から地域移行するためのサービス（地域相談支援）が個別給付として創設されます。このため、このサービスの利用によって地域での生活を始めることとなる障害者の利用増が見込まれることから、しっかり対応できるよう努めます。

▶ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	利用量（時間／月）	37	41	45
	実利用人数（人／月）	579	637	701
重度訪問介護	利用量（時間／月）	0	1	2
	実利用人数（人／月）	0	210	420
同行援護	利用量（時間／月）	5	8	12
	実利用人数（人／月）	157	251	377
行動援護	利用量（時間／月）	2	3	5
	実利用人数（人／月）	11	17	31
重度障害者等 包括支援	利用量（時間／月）	0	0	1
	実利用人数（人／月）	0	0	352

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A・B）

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体に障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練をするサービスです。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。

現状と課題

自立支援法は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき整備された更生施設を始めとする施設について、平成23年度内に自立支援法に基づく障害者支援施設等に移行するよう求めています。

当市で支給決定を受けている障害者が通所または入所している施設のうち、未だ障害者支援施設等へ移行していない施設はほとんどありません（一部平成24年4月移行）。そのため、平成18年の自立支援法施行以降、徐々に実利用者数を伸ばしてきた日中活動系サービスは、2期計画推進期間内において、大きく増加しました。中でも、生活介護サービスの増加は顕著で、実績ベースで2期計画における見込値を大きく上回っています。これは既存の施設が生活介護事業所へと移行したことはもちろんのことですが、新規にサービスを提供する事業所が増えたことも要因です。

また、就労移行支援及び就労継続支援B型の実利用者数も増えています。就労移行支援は利用期間が原則2年間と限られていますが、提供する事業所が増加したこと、一般就労に向けて取り組もうとする障害者が増えたこと等により、実績が2期計画での見込値を上回っています。就労継続支援B型は、就労移行支援を受けていた方が、同支援の利用期間の満了を迎えたために新たに利用し始めたほか、旧体系の授産施設が同支援事業所へ移行したなどにより、こちらも実績が2期計画見込値を上回っています。

しかし、就労継続支援A型については、提供する事業所が市内はもちろん近隣市にもないために、安定的に利用できる状態ではありません。また、自立訓練（機能訓練）についても、市内には基準該当事業所1か所で提供されているのみであるため、就労継続支援A型と併せて、その安定供給についての取り組みは、3期計画において重要な課題となっています。

※以下の各表について、平成23年度実績は10月末の数。「人日/月」は「(月間の実利用者数) × (1人の1か月当たりの平均利用日数)」を指す。

▶ 生活介護実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量(人日/月)	690	734	902
	実利用者数(人/月)	30	33	41
実績	利用量(人日/月)	836	1,322	1,538
	実利用者数(人/月)	42	66	79

▶ 自立訓練（機能訓練）実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量(人日/月)	22	22	22
	実利用者数(人/月)	1	1	1
実績	利用量(人日/月)	0	19	0
	実利用者数(人/月)	0	1	0

▶ 自立訓練（生活訓練）実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量(人日/月)	66	110	176
	実利用者数(人/月)	3	5	8
実績	利用量(人日/月)	121	130	119
	実利用者数(人/月)	7	7	6

▶ 就労移行支援実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人日／月）	44	66	132
	実利用者数（人／月）	2	4	6
実績	利用量（人日／月）	161	233	331
	実利用者数（人／月）	7	11	17

▶ 就労継続支援A型実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人日／月）	44	44	66
	実利用者数（人／月）	2	2	3
実績	利用量（人日／月）	23	22	19
	実利用者数（人／月）	1	1	1

▶ 就労継続支援B型実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人日／月）	176	330	462
	実利用者数（人／月）	8	15	21
実績	利用量（人日／月）	266	341	390
	実利用者数（人／月）	15	18	21

各年度の見込量と確保に関する方策

見込値は、平成23年度内において、ほぼすべての日中活動系サービスを提供する事業所が新体系へ移行したことを踏まえて設定しました。

中でも自立訓練（生活訓練）については、入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために必要なサービスであり、平成24年4月から開始される地域相談支援と密接に関係するサービスであることから、今後ともその安定供給体制の確保に努めます。

▶ 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活訓練	利用量（人日／月）	1,767	2,121	2,546
	実利用人数（人／月）	89	107	129
自立訓練 （機能訓練）	利用量（人日／月）	22	22	22
	実利用人数（人／月）	1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	利用量（人日／月）	113	113	113
	実利用人数（人／月）	7	7	7
就労移行支援	利用量（人日／月）	272	289	306
	実利用人数（人／月）	16	17	18
就労継続支援 （A型）	利用量（人日／月）	20	20	40
	実利用人数（人／月）	1	1	2
就労継続支援 （B型）	利用量（人日／月）	432	522	630
	実利用人数（人／月）	24	29	35

(2) 療養介護

サービス名	内容
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行うサービスです。

現状と課題

平成23年10月末時点での利用者は1名です。しかし、平成24年4月から、これまで茨城県が実施主体であった、重度心身障害児施設に入所している障害者（加齢児）に係る支給決定権限について、当該施設が療養介護事業所へと移行した場合には、市へ移管されることとなります。このため、療養介護サービスの利用者の増加が見込まれています。

療養介護実績

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人日／月）	31	31	31
	実利用者数（人／月）	1	1	1
実績	利用量（人日／月）	31	31	30
	実利用者数（人／月）	1	1	1

※平成23年度は10月末時点の数

各年度の見込量と確保に関する方策

平成23年10月末の時点で、療養介護サービスを提供できる事業所は、独立行政法人国立病院機構以外にはありません。しかし、「現状と課題」での触れたとおり、平成24年4月からは、重症心身障害児施設のうち、障害者（加齢児）が入所している場合で、当該施設が療養介護事業所へと移行した場合には、当該施設利用者も新たな同サービスの利用者となります。平成24年1月に茨城県から、北茨城市において利用を見込む人数について、3人との通知があったことから、これまで利用している方に加える形で見込値を設定しました。今後ともサービス確保に関して、関係機関との情報交換等に努めます。

▶ 療養介護見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	利用量（人日／月）	120	120	120
	実利用人数（人／月）	4	4	4

(3) 児童デイサービス

サービス名	内容
児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や銃弾生活への適応訓練などを受けるサービスです。

現状と課題

北茨城市においては、平成22年度を迎えるまで利用がありませんでした。これは市内に児童デイサービスを提供できる事業所がないことに加え、代替サービスとして日中一時支援を利用しているためと考えられます。

▶ 児童デイサービス実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人日／月）	0	6	18
	実利用者数（人／月）	0	1	3
実績	利用量（人日／月）	0	11	0
	実利用者数（人／月）	0	2	0

※平成23年度は10月末時点の数

各年度の見込量と確保に関する方策

児童デイサービスは、平成24年4月から児童福祉法に基づき提供される「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」に再編されるため、廃止されます。

(4) 短期入所

サービス名	内容
短期入所	自宅で介護を行う方が病気などで障害者等の介護が出来ない場合、短期間施設へ入所するサービスです。

現状と課題

短期入所は、在宅で暮らす障害者等を介護する家族等の負担を軽減するだけでなく、将来的に施設への入所等を考えている障害者等にとっても、施設での生活に慣れることができる貴重な機会となっています。しかし、訪問系サービスと同様に、支給決定は受けているものの、実際の利用に繋がっていない事例が多く見受けられるため、2期計画における見込量を大幅に下回っています。

これまで在宅で暮らしていた方が、突然施設で一泊することは精神的な負担が非常に大きいため、当該サービスを日中活動系サービスとともに提供している事業所への通所を、まずは試みるなど、利用しやすい環境づくり等について検討していく必要があります。

▶ 短期入所実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人日／月）	109	141	182
	実利用者数（人／月）	10	13	17
実績	利用量（人日／月）	4	23	56
	実利用者数（人／月）	4	7	6

※平成23年度は10月末時点の数

各年度の見込量と確保に関する方策

「現状と課題」でも指摘したとおり、将来的に施設への入所等を考えている方にとって有益なサービスであるだけでなく、施設等から退所等された方の地域への定着にとっても重要なサービスであるため、各年度とも、障害者等及びその介護者のニーズに答えられるよう、体制整備に努めます。

▶ 短期入所見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	利用量（人日／月）	53	58	63
	実利用人数（人／月）	7	8	9

3. 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をするサービスです。
共同生活介護 (ケアホーム)	主に夜間、地域で共同生活を営む方に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間、障害者支援施設等へ入所する方に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスです。

現状と課題

北茨城市内で共同生活援助を提供する事業所は1か所のみであり、共同生活介護を提供する事業所にいたっては市内に無く、近隣市においても多くないため、2期計画推進期間内における実績値のほとんどは遠方にある施設への入居によります。

施設入所支援を提供する事業所は市内に2か所あるほか、近隣市にもありますが、いずれの施設においても入所者は長期間にわたり利用している方がほとんどであるため、新たに入所を希望する方にとっては、容易に利用することができないサービスとも言えます。

さらに、国は基本指針の中で、平成26年度末における入所者数について、平成17年10月1日時点の入所者数の3割以上が地域生活へ移行するとともに、1割以上を削減するとしています。このため、施設入所支援を利用する方のうち、地域生活への移行が可能と思われる方に対する支援が重要となっています。

▶ 共同生活援助・共同生活介護実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量(人/月)	11	13	15
実績	利用量(人/月)	14	18	24

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 施設入所支援実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人／月）	30	35	40
実績	利用量（人／月）	40	57	69

※平成23年度は10月末時点の数

各年度の見込量と確保に関する方策

現状においては、共同生活援助事業所及び共同生活介護事業の各年度における見込量が2期計画推進期間に比べて大幅に増加することは期待できませんが、地域生活への移行が重要な施策であることを鑑み、これらについては利用量を微増とし、施設入所支援については、国の基本指針に即して見込みました。

北茨城市では、国の基本指針に即した目標を重点施策と位置付け、施設入所支援を利用している方に対して、同サービス提供事業所と連携して適切に対応していくとともに、地域生活への移行において重要な位置を占める共同生活援助事業所及び共同生活介護事業所の普及・促進を支援します。

▶ 共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	利用量（人／月）	7	9	12
共同生活介護	利用量（人／月）	15	17	20
施設入所支援	利用量（人／月）	68	67	66

4. 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス利用計画の作成と、その後のモニタリングを実施するサービスです。
地域移行支援	福祉施設入所者及び入院中の精神障害者が地域に移行するために必要な住居の確保等に関する相談等を受けられることができるサービスです。
地域定着支援	地域生活へ移行した障害者について、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談等で対応するサービスです。

現状と課題

相談支援は、一人ひとりの障害の特性等を踏まえたうえで、障害者等がどのような希望を持っているか等を的確に把握し、障害者等と社会資源とを有機的にどう結び付けるのかについてコーディネートする機能です。

北茨城市では、自立支援法施行以前から、高齢者を含めたサービスの調整機関として「地域ケアシステム推進事業」を活用してきました。また、平成20年度には北茨城市地域自立支援協議会を立ち上げ、障害福祉施策についての検討の場としてきました。

このような中、平成24年4月から新たに地域相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）が始まります。これまでも増して重要性が高まる相談支援については、その円滑な実施と、より深化した専門性が求められることとなります。

▶ サービス利用計画作成実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（人／月）	0	1	2
実績	利用量（人／月）	0	0	0

※平成23年度は10月末時点の数

各年度の見込量と確保に関する方策

地域相談支援のうち、計画相談支援については、サービス利用計画（以下、「利用計画」という。）の作成とその後のモニタリングが主な内容となります。これまで、利用計画については対象者がごく限られていたために利用がありませんでしたが、平成24年4月からは3年間をかけて段階的にすべての障害福祉サービス利用者を対象とすることとなります。さらに、障害福祉サービスの支給決定に当たっては、原則的に利用計画の作成が前提となるため、その作成を担う「特定相談支援事業者（市が指定）」の確保が課題となります。市では、その確保に向けて、指定を希望する事業所等に対して必要な情報を提供する等の支援を実施して指定事業所を増やし、安定的な利用計画作成の体制構築に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、茨城県より精神科病院に入院している精神障害者のうち、退院可能な精神障害者数及びその再入院率が示されたため、それらを元に見込量を設定しました。なお、サービスを提供することとなる「一般相談支援事業所」は茨城県が指定することとなるため、適宜情報交換等を行いながら、円滑な利用が図られるよう努めます。

▶ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	利用量（人）	92	170	248
地域移行支援	利用量（人）	9	10	12
地域定着支援	利用量（人）	3	3	4

5. 児童福祉法に基づくサービス

サービス名	内容
児童発達支援	療育指導が必要と判断された障害児を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用している障害児、または今後利用を予定する障害児が保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を必要とする場合に、児童発達支援センターの専門職が当該保育所等を訪問し、障害児への支援及び当該保育所等のスタッフへの支援を提供するサービスです。

現状と課題

これまで障害者自立支援法に基づき支給決定されていた「児童デイサービス」は、平成24年3月をもって廃止となり、同年4月からは新たに「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」に再編されて児童福祉法に基づき、支給決定されることとなります。

国は、平成24年3月までに児童デイサービスの指定を受けた事業所に対して、同年4月以降は児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けたものとみなすとしていますが、市内には平成23年10月末の時点においても児童デイサービスを提供できる事業所はありません（老人福祉センターライトが基準該当事業所として提供は可能）。実績として、これまで児童デイサービスの利用は支給決定を受けているものの、それほど活発に利用されてきませんでした。障害児福祉の観点から、できるだけ早くサービス提供事業所が開設されることが望ましいと考えます。市では、既存の事業所を始めとして広く働きかけを行うとともに、同サービス等の周知を図り、潜在する利用ニーズの掘り起

こしに努めます。

保育所等訪問支援については、新規事業であるため、提供する児童発達支援センターとの連携が不可欠となります。そのための必要な措置を講じるとともに、障害児の保護者等に対して同サービスの情報提供等を行う等し、周知を図ります。

各年度の見込量と確保に関する方策

国の指針によれば、市町村は障害福祉計画の作成に併せて、障害児支援に係る方針を策定することが望ましいとされています。これに即して北茨城市では、児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体として見込むこととし、保育所等訪問支援の見込量と併せて、2つを設定することとします。

しかしながら、「現状と課題」で述べたとおり、福祉資源が十分ではない等の状況にあることから、3期計画において設定する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用見込量については、既に整備された隣接市に所在する事業所（平成23年10月末の時点で児童デイサービスを提供）において利用すると仮定して設定することとし、保育所等訪問支援については新規事業のため実績を勘案できない関係上、児童発達支援等の利用見込数から1人が利用すると仮定して見込むこととしました。

▶ 児童発達支援・放課後法デイサービス・保育所等訪問支援見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援・放課後等デイサービス	利用量（人／月）	20	30	40
	実利用人数（人）	2	3	4
保育所等訪問支援	利用量（人）	1	1	1

第2節 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施して福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として実施するものです。

北茨城市では、法律上実施が必須となっている事業はもとより、地域生活に必要な事業を柔軟な形態で実施しています。3期計画策定後においても、展開が必要となる事業が生じた場合には、その必要性等について十分に検討して対応することとします。

ここでは障害福祉サービスと同様に、これまでの各年度における実績及び3期計画推進期間内における各年度の見込量を設定します。

1. 相談支援事業（必須事業）

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見等のため障害者虐待防止センターを窓口として関係機関との連絡調整その他の権利擁護に努め、その他必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置します。

実施に関する考え方及び利用量の見込

障害者相談支援事業は、市が直営で実施しているほか、精神障害の特性を考慮し、精神保健福祉士を配置する指定相談支援事業者に委託して実施しています。寄せられた相談のうち、幅広く検討する必要があるケースについては、北茨城市地域自立支援協議会等を活用して、適切な支援をすることとしているため、引き続き同事業について周知等を図ります。

障害者虐待防止については、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されることから、市に障害者虐待防止センターを設置して障害者虐待に関する相談・通報窓口とするとともに、同法の趣旨等に関する周知・啓発を図ることにより障害者の虐待防止及びその養護者の支援等に取り組みます。

成年後見制度利用支援事業については、整備法により、平成24年4月から必須事業となりましたが、当市では平成21年度より開始しています。しかし未だ利用がないため、引き続き制度の周知を図ります。

なお、総合的な相談窓口としての機能を有する基幹相談支援センターについては、その設置等について3期計画推進期間内において検討します。

▶ 障害者相談支援事業実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	実施箇所数（所）	2	2	2
実績	実施箇所数（所）	2	2	2

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 成年後見制度利用支援事業実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（回／年）	1	1	1
実績	利用量（回／年）	0	0	0

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 地域自立支援協議会実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	設置数	1	1	1
実績	設置数	1	1	1

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 相談支援事業の実施箇所見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	実施箇所数（所）	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	利用量（回／年）	1	1	1
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1

2. コミュニケーション支援事業（必須事業）

サービス名	内容
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害等のため意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行うサービスです。

実施に関する考え方及び利用量の見込

実利用者数について、2期計画推進期間とほぼ変わらない低い水準にあります。潜在的な利用ニーズは低くないと考えていますので、引き続き制度の概要、手続き方法及び支援の内容等について周知を図っていきます。

▶ コミュニケーション支援事業実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	実利用者数（人）	2	3	4
実績	実利用者数（人）	2	2	1

※平成23年度は10月末時点の数

▶ コミュニケーション支援事業見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	実利用者数（人）	3	4	5

3. 日常生活用具給付等事業（必須事業）

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、厚生労働省が定める告示の要件を満たす 6 種の用具を給付または貸与します。

日常生活用具の種目、用途及び形状（平成 18 年厚生労働省告示第 529 号）	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具その他の障害者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

実施に関する考え方及び利用量の見込

日常生活用具の給付等については、障害の状態等に応じて柔軟に給付等を実施してきたこれまでの施策を堅持し、引き続き障害者等の日常生活における負担軽減を図っていきます。

各用具の見込量は実績を元に設定しました。

※下表の平成23年度は10月末の数

▶ 介護・訓練支援用具給付等実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	給付等件数（件）	4	4	5
実績	給付等件数（件）	3	3	2

▶ 自立生活支援用具給付等実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	給付等件数（件）	4	4	5
実績	給付等件数（件）	6	1	1

▶ 在宅療養等支援用具給付等実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	給付等件数（件）	7	8	9
実績	給付等件数（件）	3	2	7

▶ 情報・意思疎通支援用具給付等実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	給付等件数（件）	5	6	7
実績	給付等件数（件）	6	2	9

▶ 排せつ管理支援用具給付等実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	給付等件数（件）	653	666	680
実績	給付等件数（件）	772	937	755

▶ 居宅生活動作補助用具給付等実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	給付等件数（件）	2	2	2
実績	給付等件数（件）	1	2	1

▶ 日常生活用具給付等見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	給付量（件）	4	4	5
自立生活支援用具	給付量（件）	4	4	5
在宅療養等支援用具	給付量（件）	4	4	5
情報・意思疎通支援用具	給付量（件）	7	8	9
排せつ管理支援用具	給付量（件）	1,440	1,728	2,073
居宅生活動作補助用具	給付量（件）	2	3	4

4. 移動支援事業（必須事業）

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立支援及び社会参加を促すサービスです。

実施に関する考え方及び利用量の見込

利用量及び実利用人数は年々増加傾向にあり、順調に利用されていることがわかります。平成22年度に大きく利用が伸びた要因は、利用者負担の軽減が行われたためと考えています。平成23年度において利用量が極端に減少しているのは、東日本大震災の影響があるものと思われます。

同事業については引き続き周知を図りますが、通院及び官公署等への移動の支援はこの事業の目的ではないため、提供する事業所を含めて、改めて適正な利用を呼び掛け、必要があればガイドライン等の作成も検討します。

また、平成23年10月からは、重度の視覚障害者を対象とした同行援護サービスが、障害福祉サービスとして個別給付化されていることから、3期計画においては重度の視覚障害者等の利用を除いて見込んでいます。

▶ 移動支援実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（時間）	451.5	534	616
	実利用者数（人）	11	13	15
実績	利用量（時間）	599	1646.5	425.5
	実利用者数（人）	23	30	23

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 移動支援見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援	利用量（時間）	1,600	1,782	1,944
	実利用人数（人）	30	33	36

5. 地域活動支援センター（必須事業）

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及び利用量の見込

地域活動支援センターは、3種類に分類されます（詳細下表参照）。

華川町臼場及び下小津田に所在する北茨城市心身障害者センター（第1及び第2）はⅡ型に相当し、身体及び知的障害者を対象として運営しています。Ⅰ型及びⅢ型のセンターでは、精神障害者を対象にサービスを提供しています。このうちⅠ型及びⅢ型の事業所は市外にあるため、通所する費用の助成を行っています。今後もこの助成を続けるとともに、さらなる利用を促すため、制度の周知を図ります。

地域活動支援センター分類	
センターⅠ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設です。
センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する施設です。
センターⅢ型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている施設です。

▶ 地域活動支援センター設置実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	センターⅠ型	1	1	1
	センターⅡ型	2	2	2
	センターⅢ型	1	1	1
実績	センターⅠ型	1	1	1
	センターⅡ型	2	2	2
	センターⅢ型	1	1	1

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 地域活動支援センター設置見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	センターⅠ型	1	1	1
	センターⅡ型	2	2	2
	センターⅢ型	1	1	1

※平成23年度は10月末時点の数

6. 訪問入浴サービス事業（任意事業）

サービス名	内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

実施に関する考え方及び利用量の見込

利用者の実績は、生活介護を利用して入浴している場合が多いため2期計画における見込みを下回っています。しかし、この事業は個々の事情により生活介護が利用できない場合等を手当するものであり、重要なサービスであることには間違いありません。今後も同事業を続け、ニーズに応えるよう努めます。

▶ 訪問入浴サービス実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	実利用者数（人）	4	5	6
実績	実利用者数（人）	2～3※1	2～3※2	3

※1 平成21年4～9月は3人、10～平成22年3月は2人

※2 平成22年4～7月は2人、8～平成23年3月は3人

▶ 訪問入浴サービス見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス	実利用者数（人）	3	4	5

7. 日中一時支援事業（任意事業）

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある方の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的として支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及び利用量の見込

この事業は、一時的な日中での活動支援を行うものであるため、障害程度区分の3以上（50歳以上については2以上）の認定が可能な障害の状態にある場合には、生活介護への移行を促すことで、サービスの適正な利用を呼び掛けていきます。

▶ 日中一時支援実績 ◀

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画	利用量（日）	491	573	655
	実利用者数（人）	18	21	24
実績	利用量（日）	1,346	1,590	876
	実利用者数（人）	45	48	39

※平成23年度は10月末時点の数

▶ 日中一時支援見込 ◀

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援	利用量（日）	1,500	1,700	1,870
	実利用人数（人）	45	50	55

8. その他の任意事業

更生訓練費給付事業	施設に入所しながら就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。
生活支援事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰の促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体障害者が就労のために必要な自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
重度障害者通院等交通費助成事業	重度の障害者が通院または社会生活上必要不可欠な外出若しくは余暇活動等社会参加のための移動に要するタクシーの費用を助成することにより、重度の障害者の地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター通所に係る交通費助成制度	在宅の精神障害者に対し、市の委託する地域活動支援センターに通所するために要する交通費を助成することにより、経済的な負担を軽減し、社会復帰及び社会参加の促進を図ります。

実施に関する考え方

更生訓練費給付事業については、これまで給付を受けていた方が入所する施設が障害者支援施設へ移行したことによって対象外となり、平成23年10月の時点では受給者はいません。しかし、今後対象となる方が現れた場合に備え、引き続き事業を実施します。

知的障害者職親委託制度については、これまでに2人の利用がありました。この事業の実施には事業主の協力が不可欠ですので、今後とも同事業の内容等について丁寧な説明等を行いながら、市内の事業主に理解を得られるよう努めます。

生活支援事業については、北茨城市社会福祉協議会に委託して2つの活動を実施しています。1つは本人活動支援として、同じ障害を持つ仲間と共に過ごす「居場所」を提供しています。もう1つはボランティア活動として、精神ボランティアの育成等の活動を支援しています。今後も引き続き事業を実施します。

重度障害者通院等交通費助成（以下、「通院等助成」という。）及び地域活動支援センター通所に係る交通費助成（以下、「通所費助成」という。）は、社会参加促進事業として展開しています。これらの事業は、障害者が通院及び通所等を行うにあたっての経済的な負担を軽減することにより、社会参加の促進を図ることを目的として実施しています。通院等助成は、平成21年度に140人、平成22年度に126人、平成23年度（平成23年10月末時点）に127人の利用がありました。また、通所費助成は、平成21年度に10人、平成22年度に7人、平成23年度（平成23年10月末時点）に8人が利用しています。

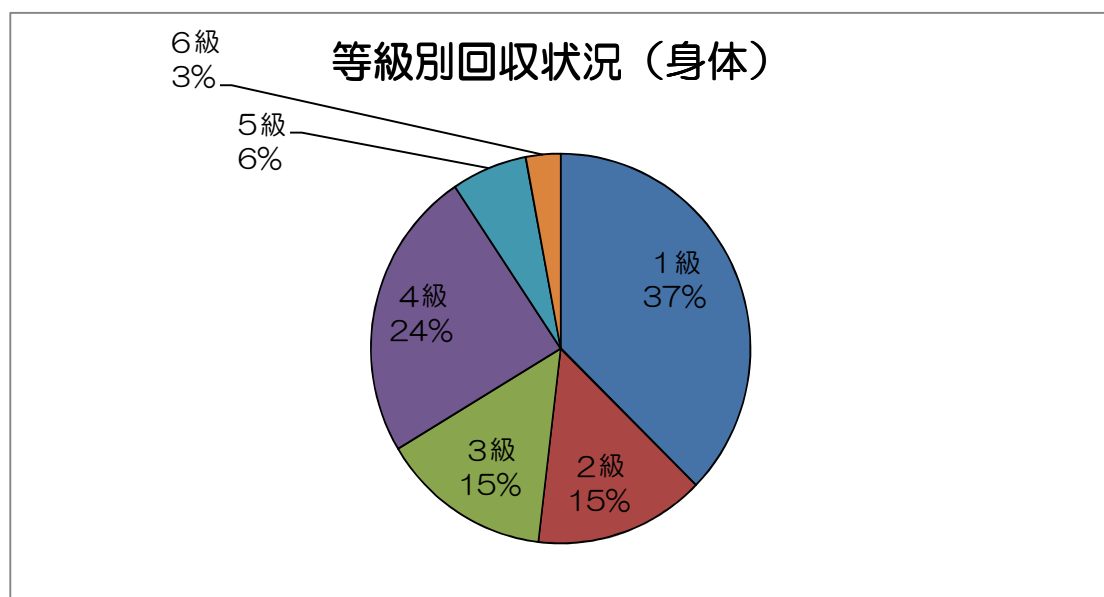
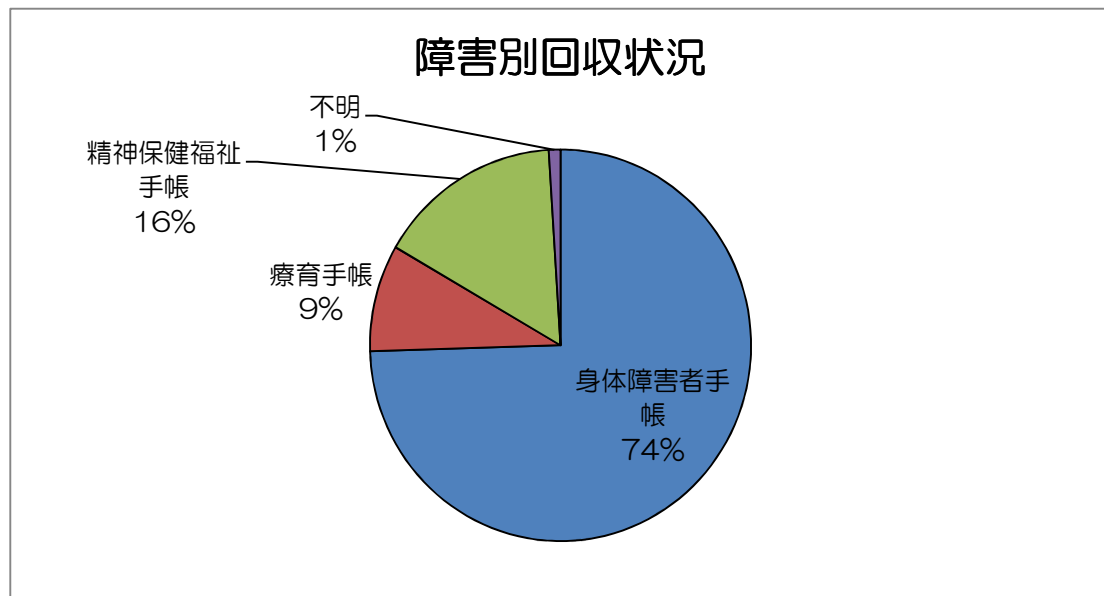
以上の事業以外にも3期計画推進期間内において、必要が認められた場合には、その都度事業の実施について検討していきます。

第6章 アンケート結果について

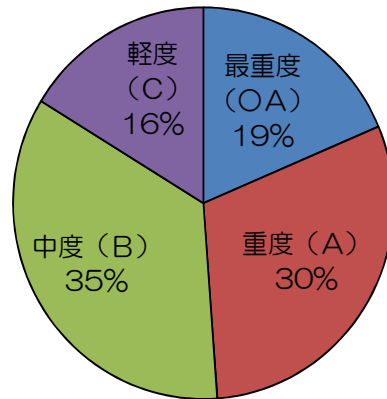
1. 回答者の構成

平成23年11月1日の時点において、身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳（自立支援医療（精神通院医療）受給者を含む）をお持ちの方の中から、無作為に1,000人の方を抽出しアンケート調査を行いました。回収率は48.5%でした。

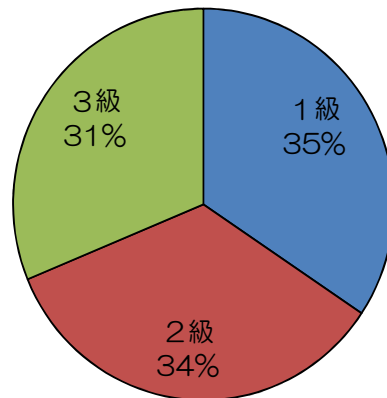
ここでは、代表的な質問に対する回答についてお知らせします。



等級別回収状況（療育）

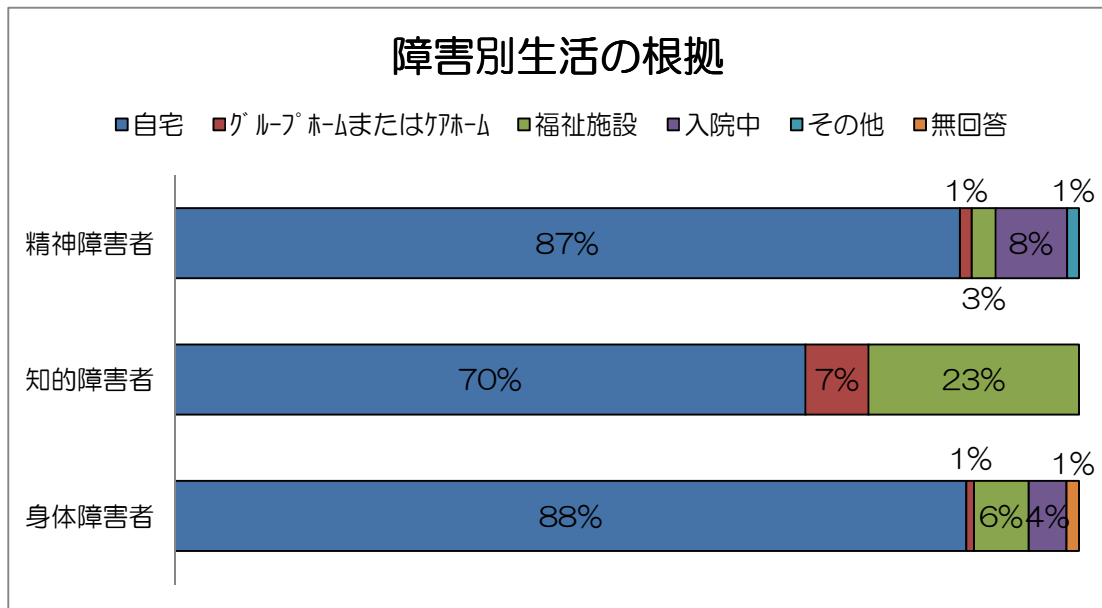
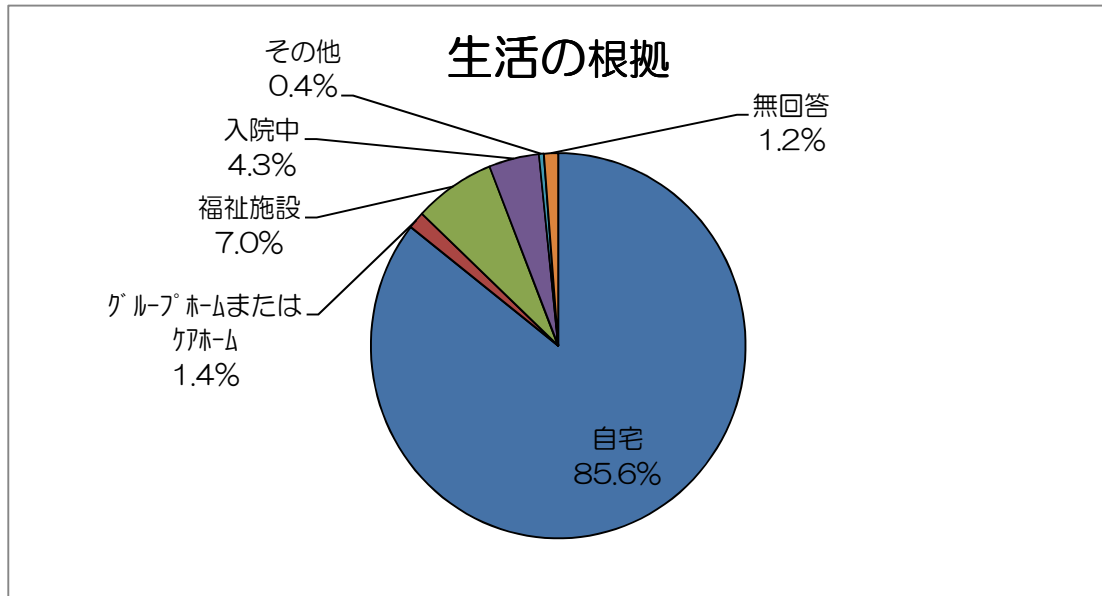


等級別回収状況（精神）

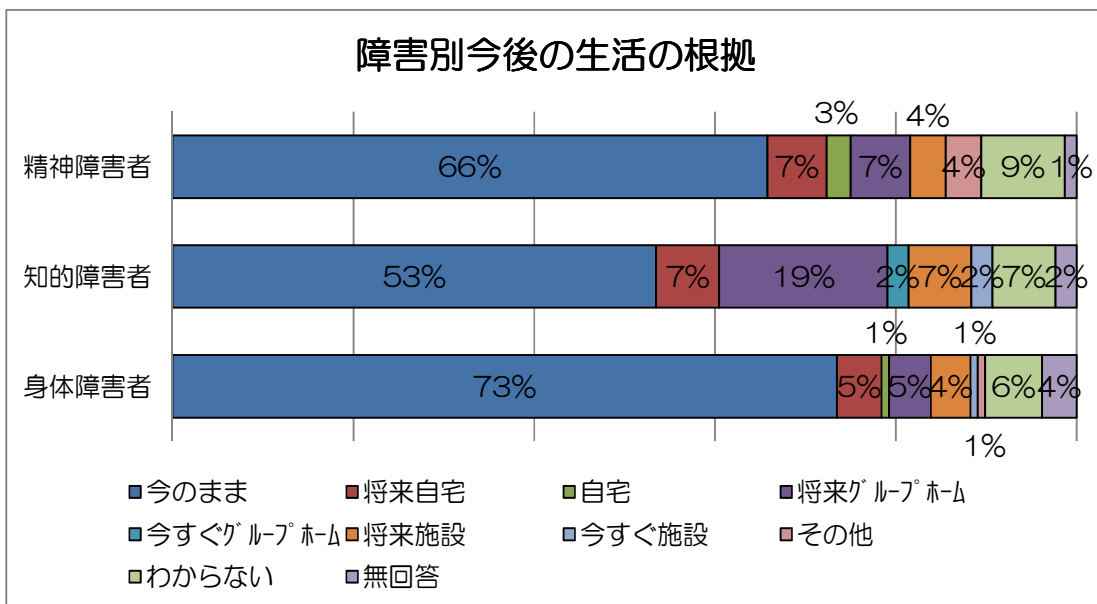
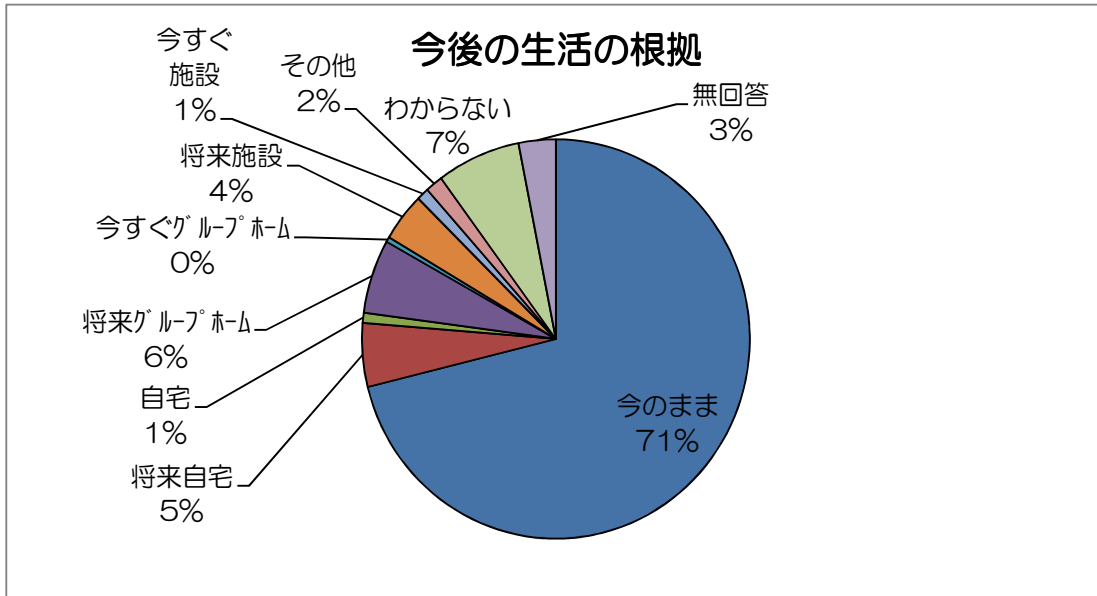


2. 暮らしについて

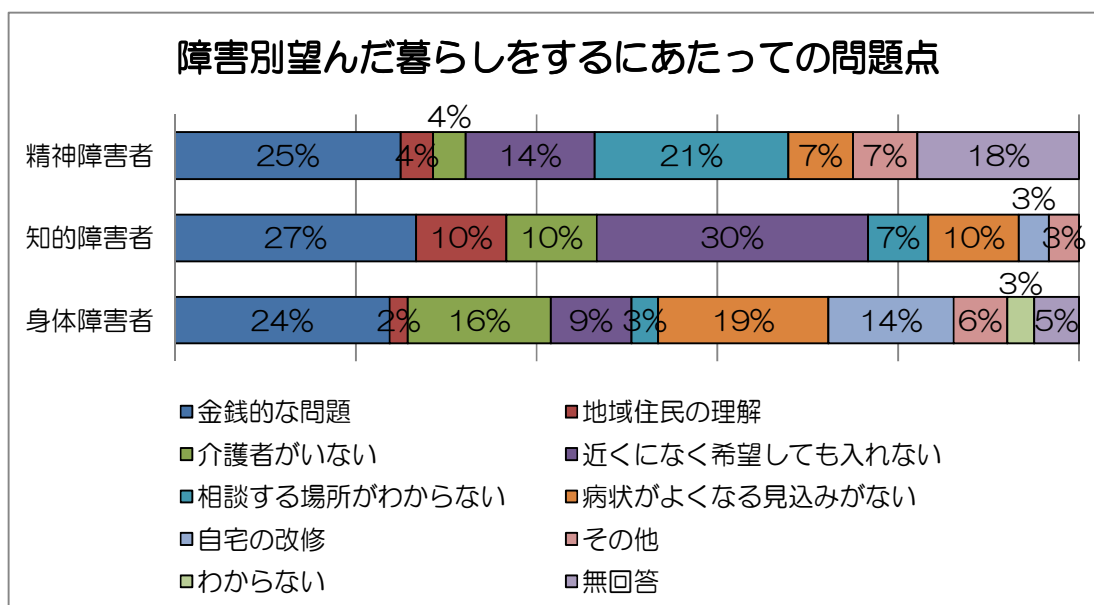
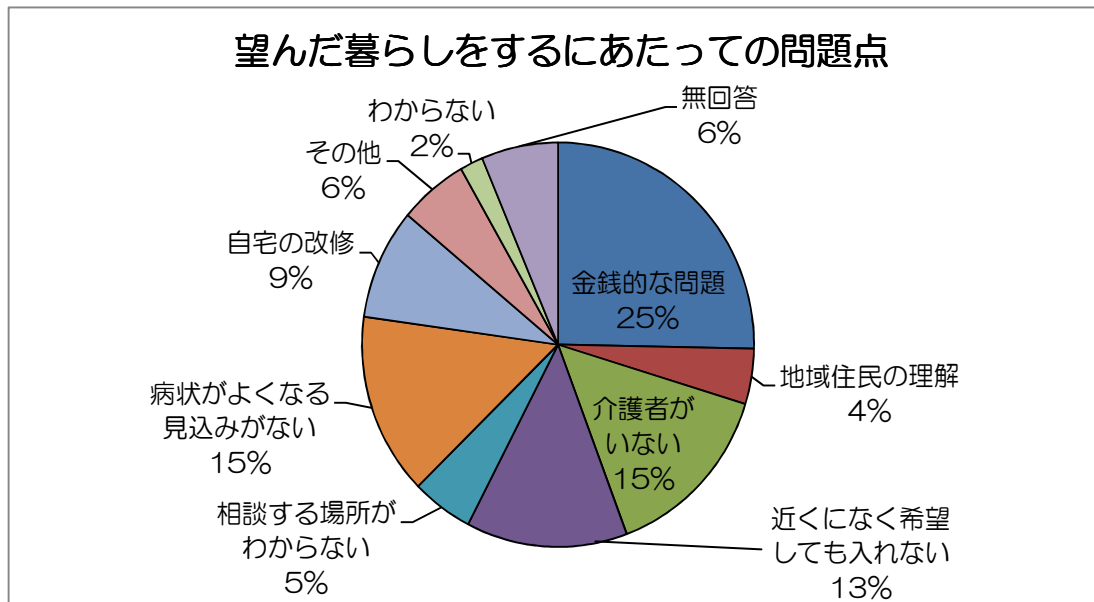
○あなたはどこで生活していますか？



○あなたは今後どこで生活したいですか？

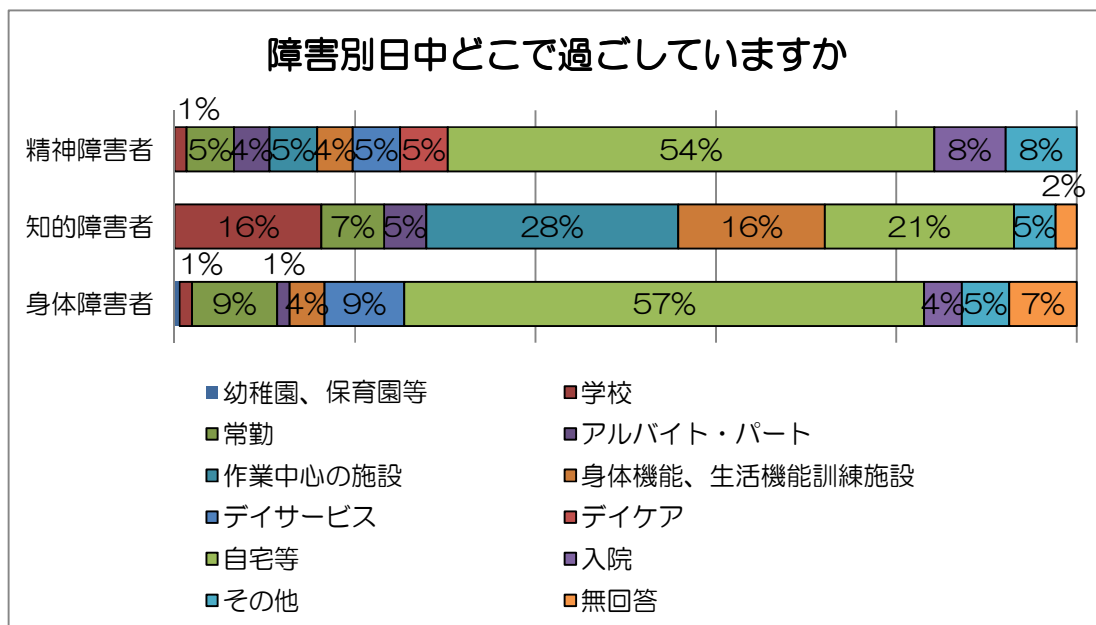
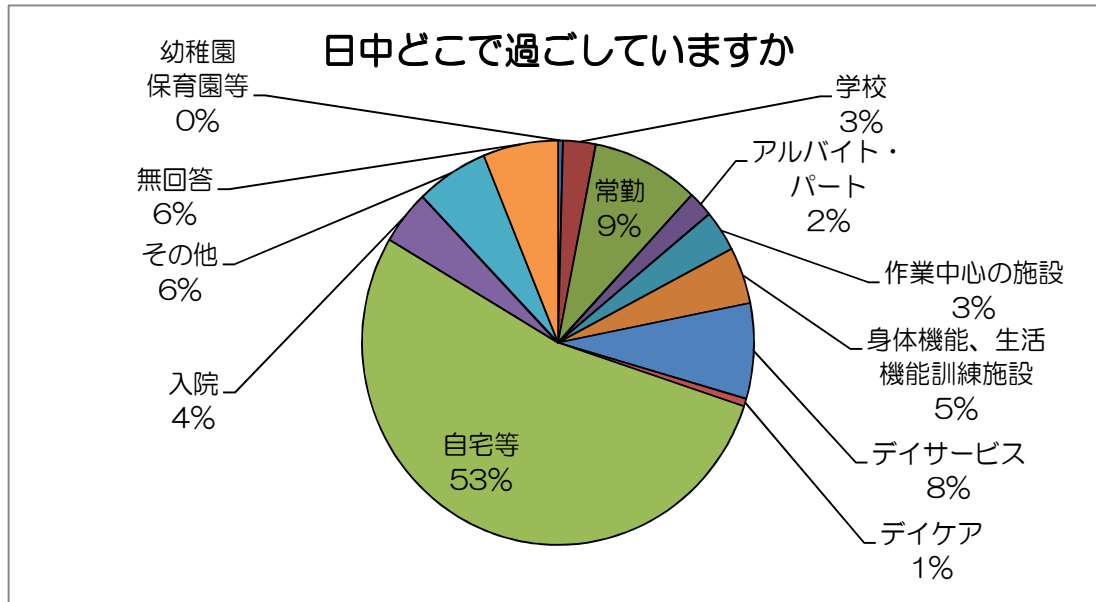


○望んだ暮らし方をするにあたっての問題点

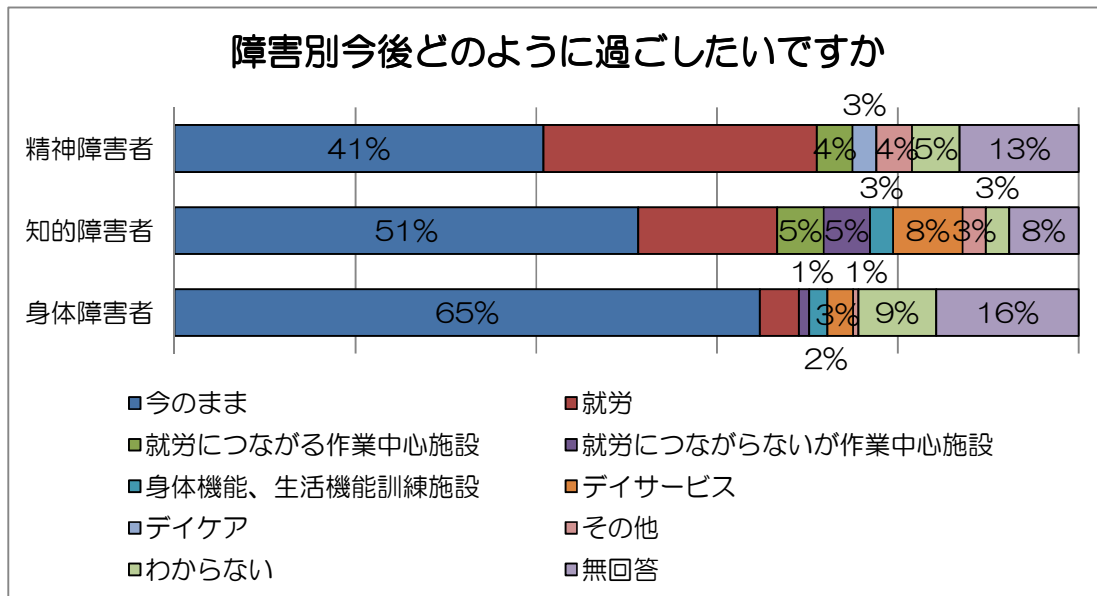
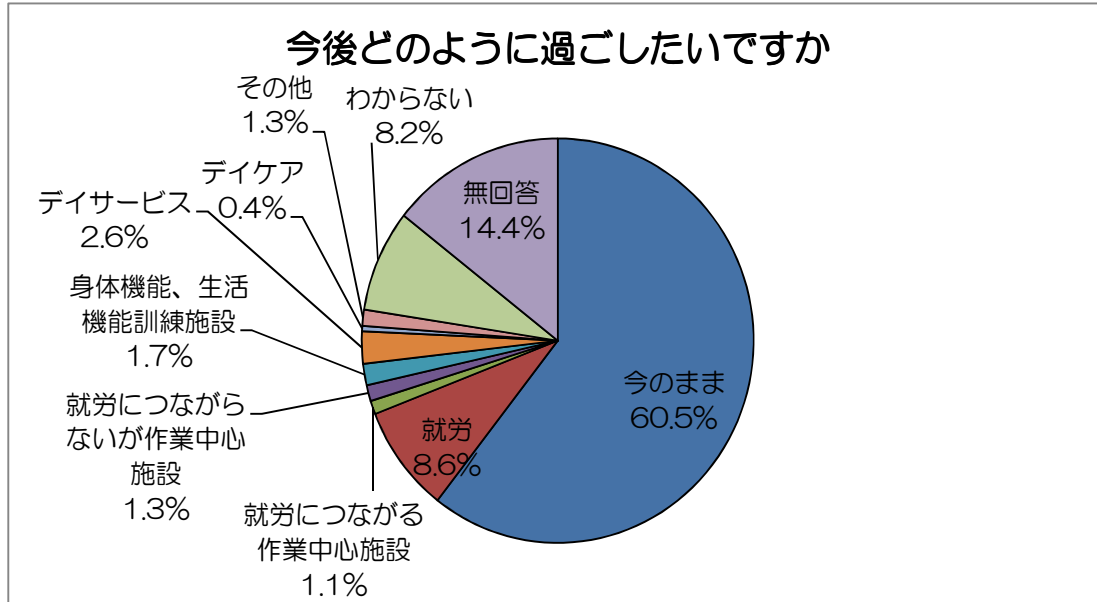


3. 日中活動について

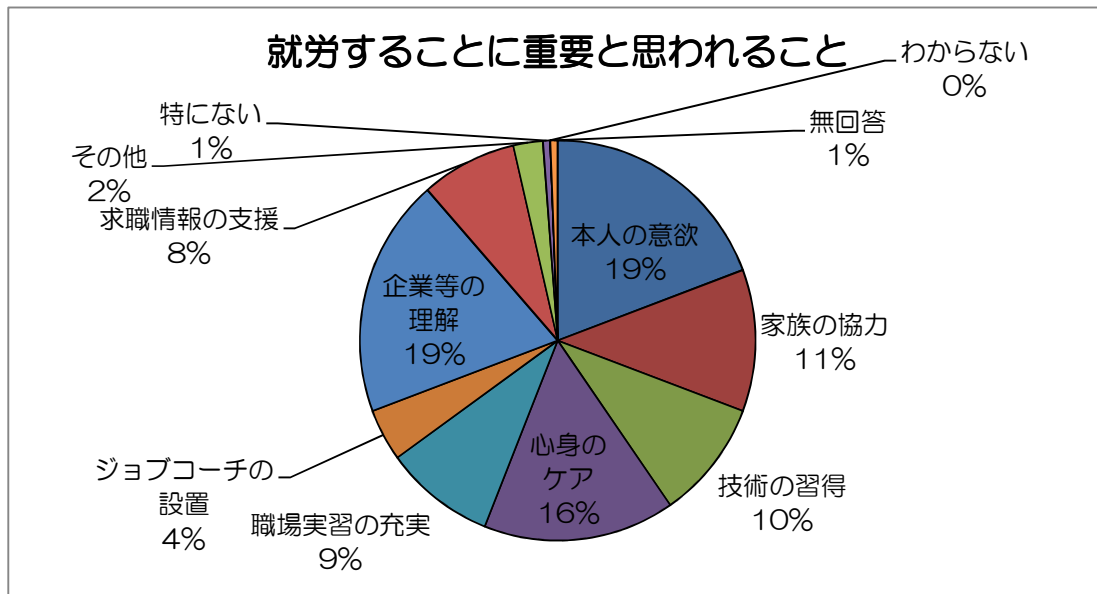
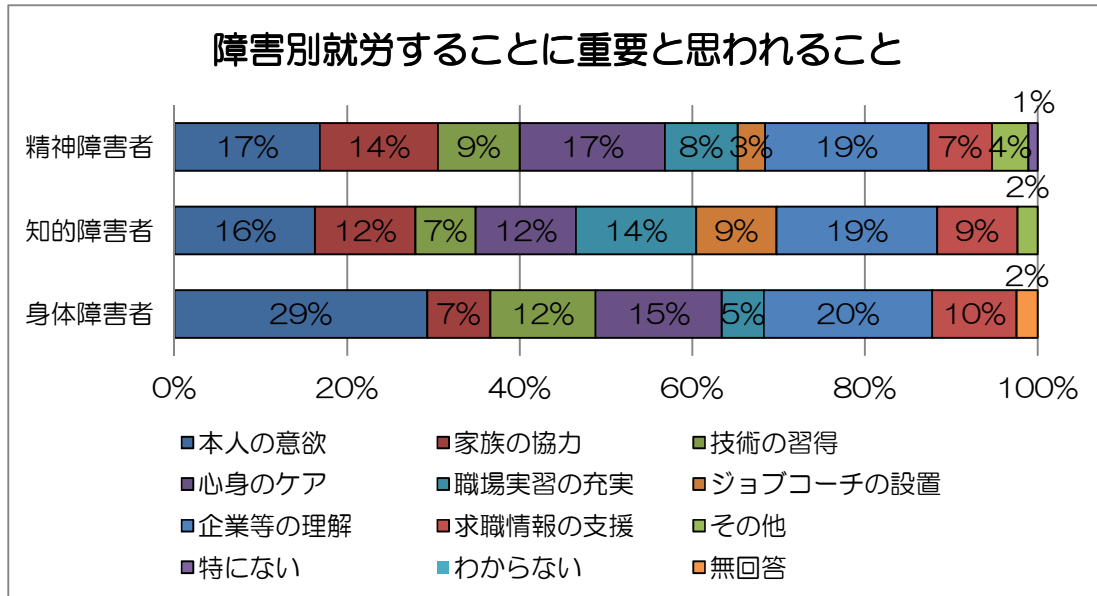
○日中はどこで過ごしていますか？



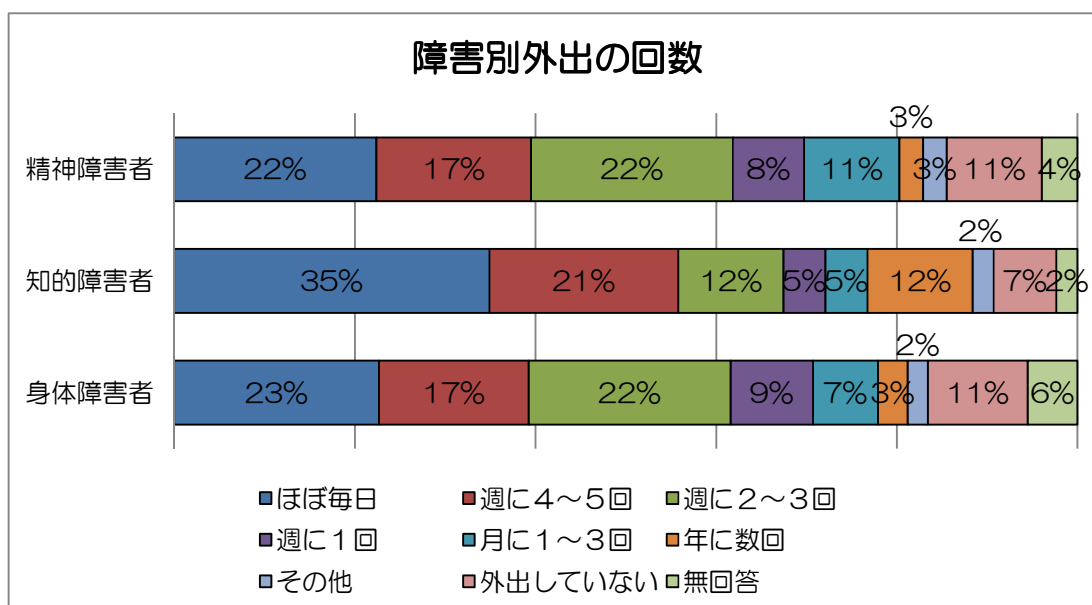
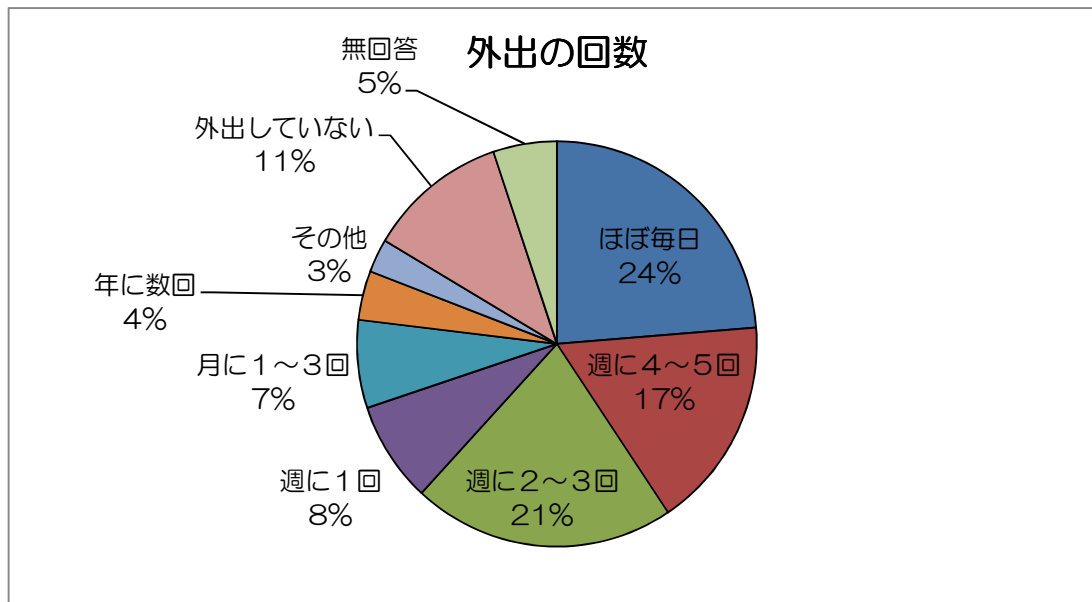
○今後は日中どこで過ごしたいですか



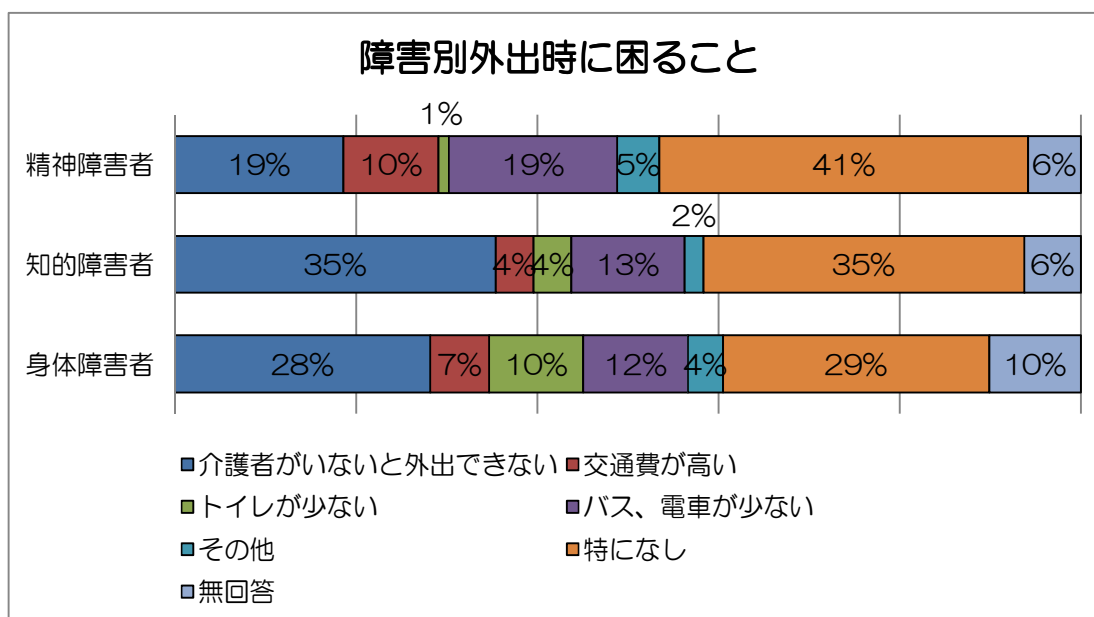
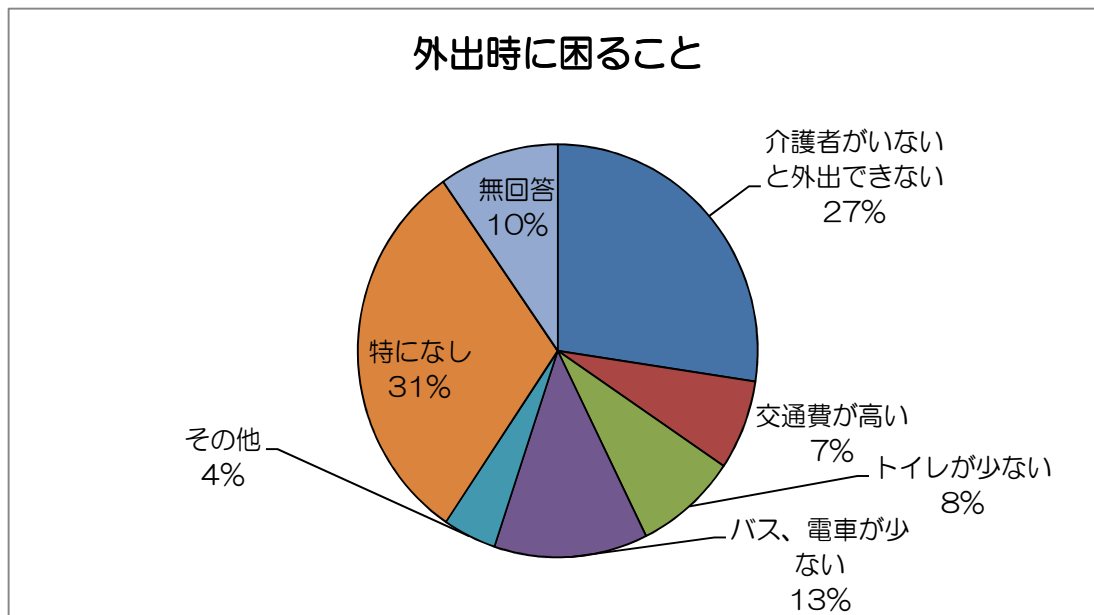
○就労するために重要なこと



○外出の回数について

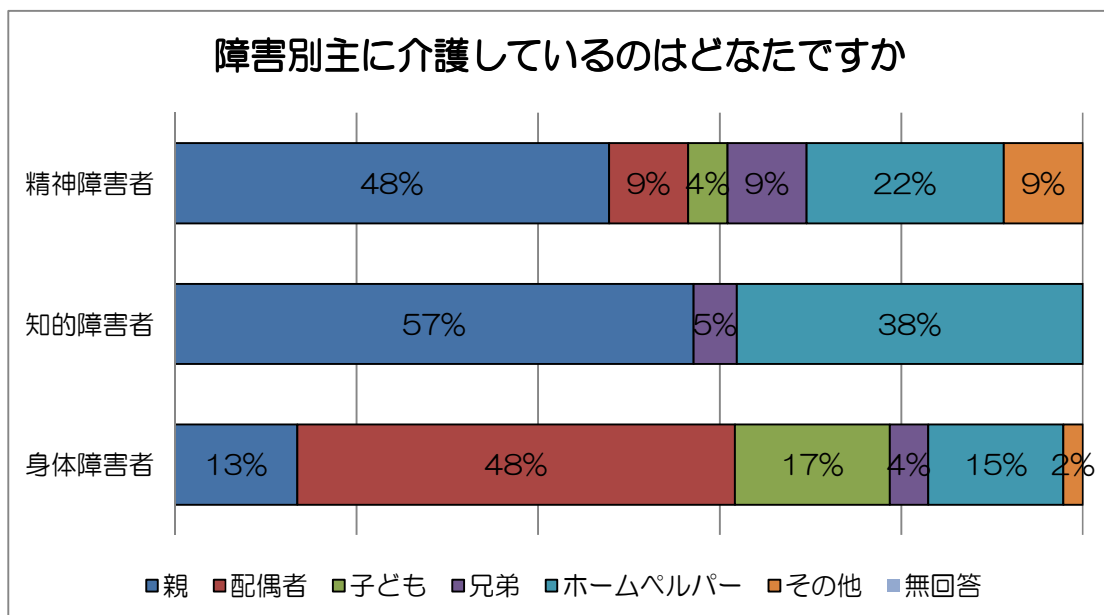
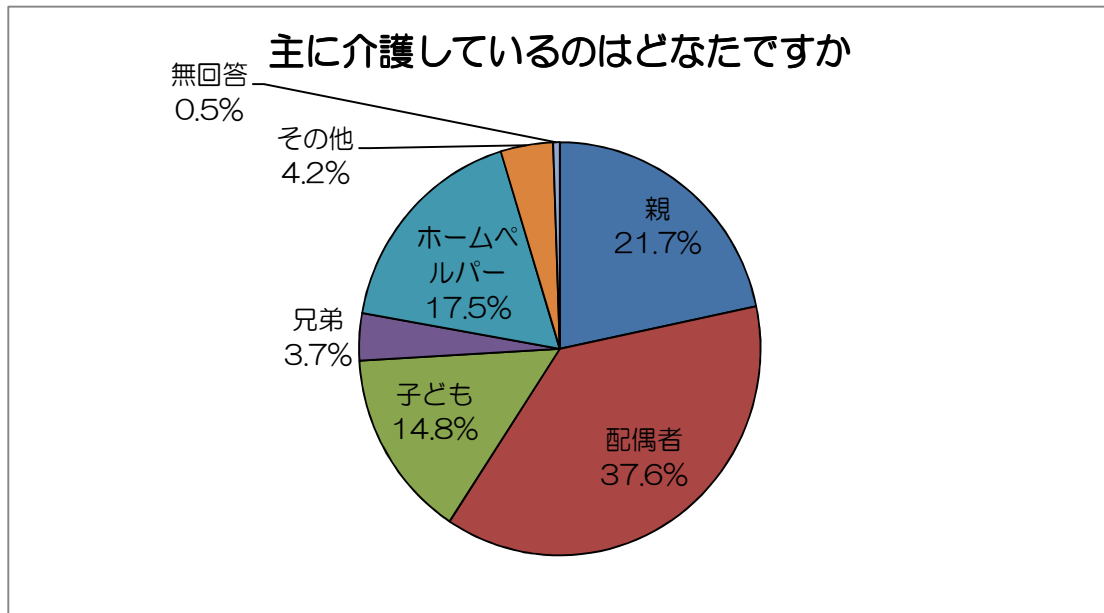


○外出時に困ること

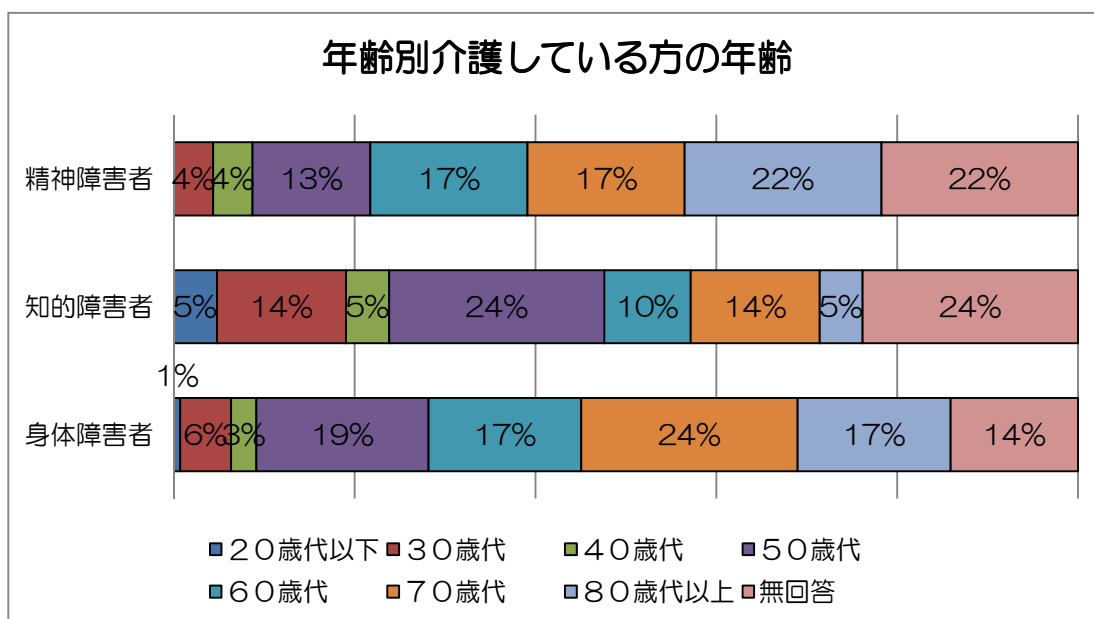
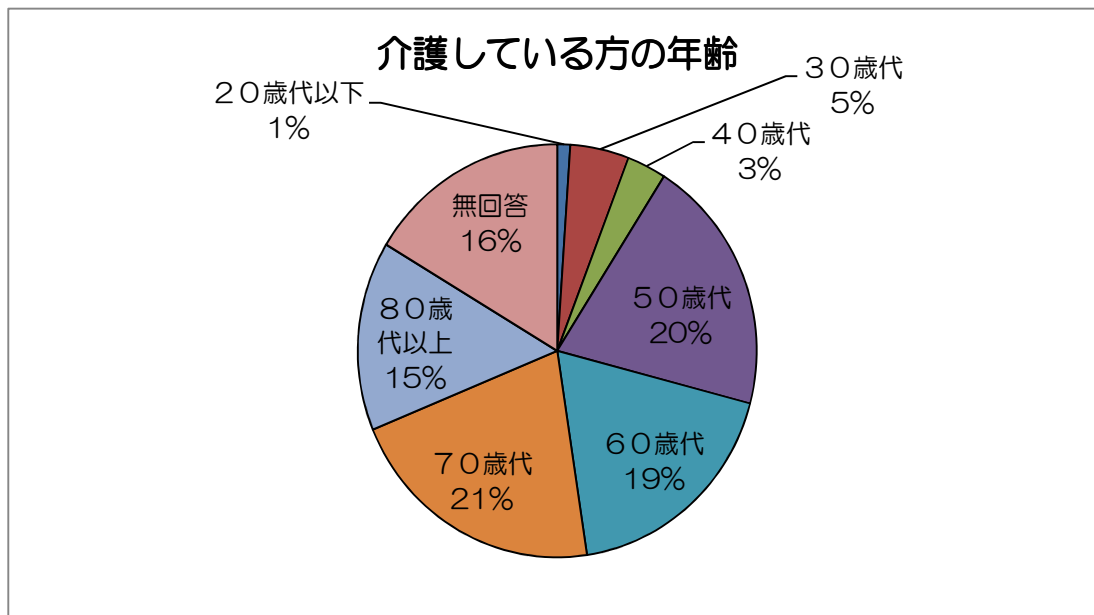


4. 介護者について

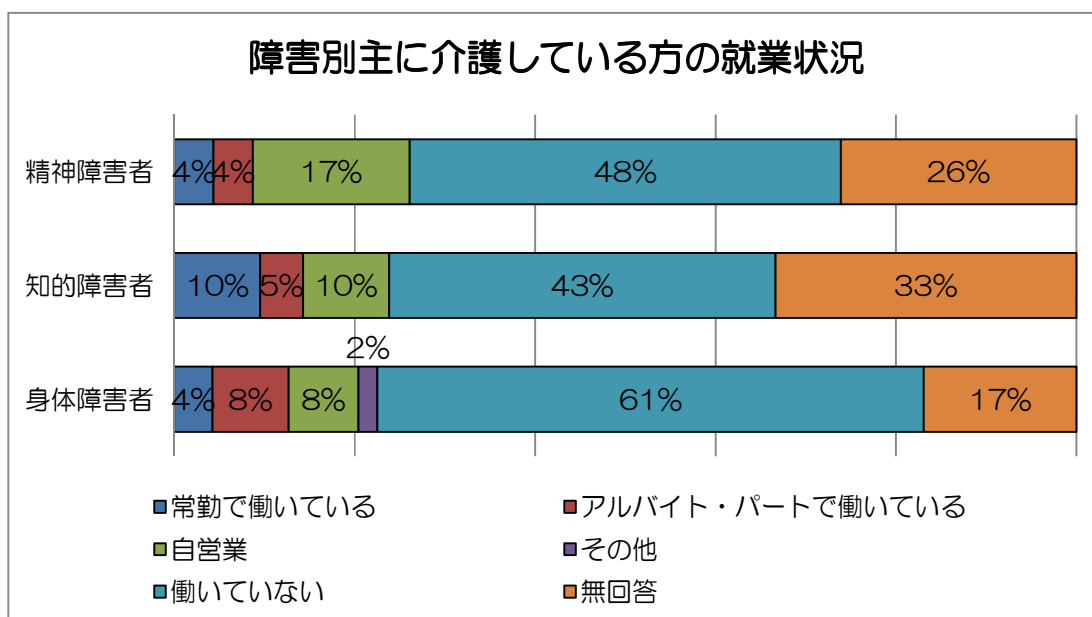
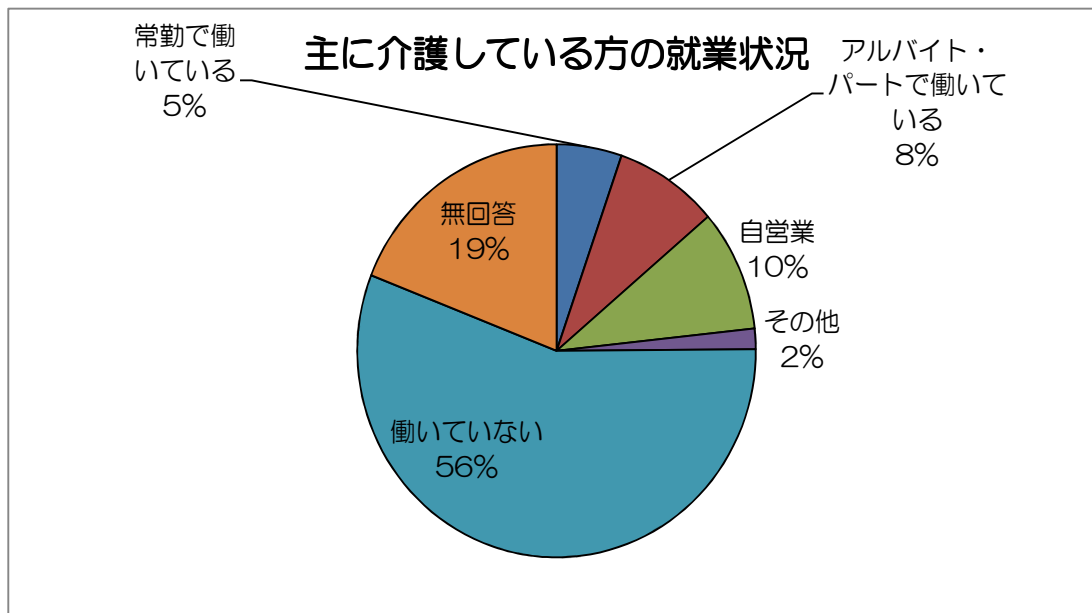
○主に介護しているのはどなたですか？



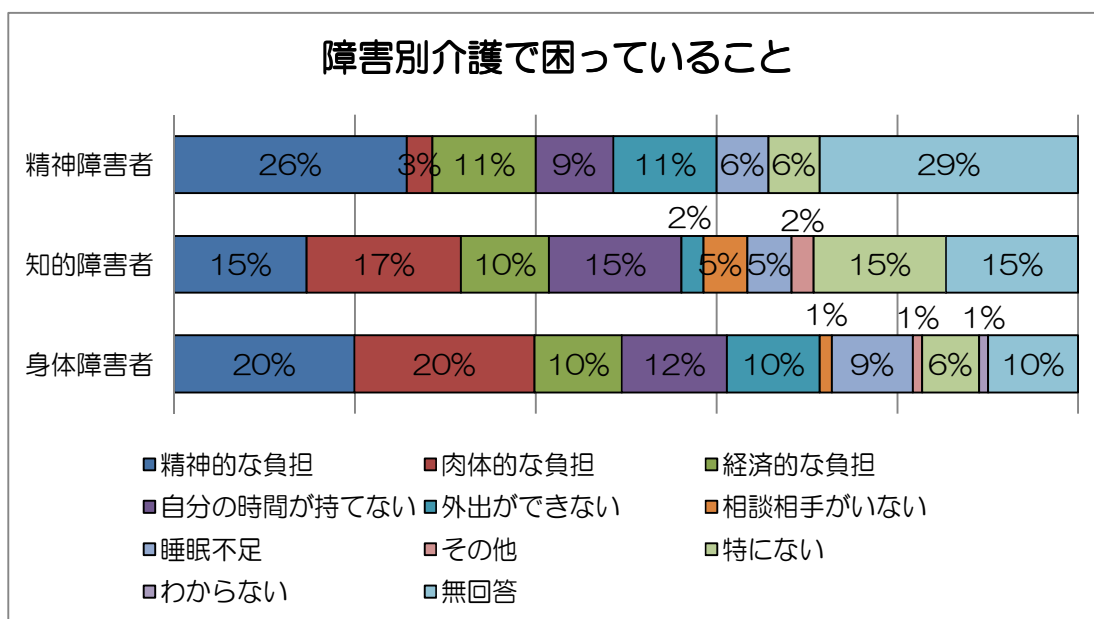
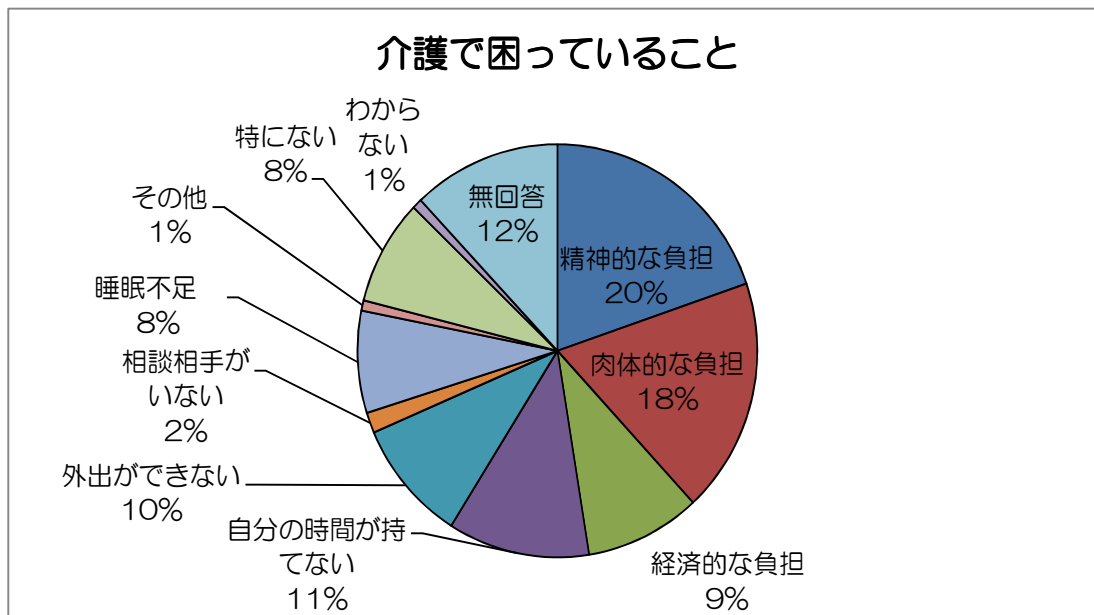
○介護している方の年齢



○主に介護している方の就業状況

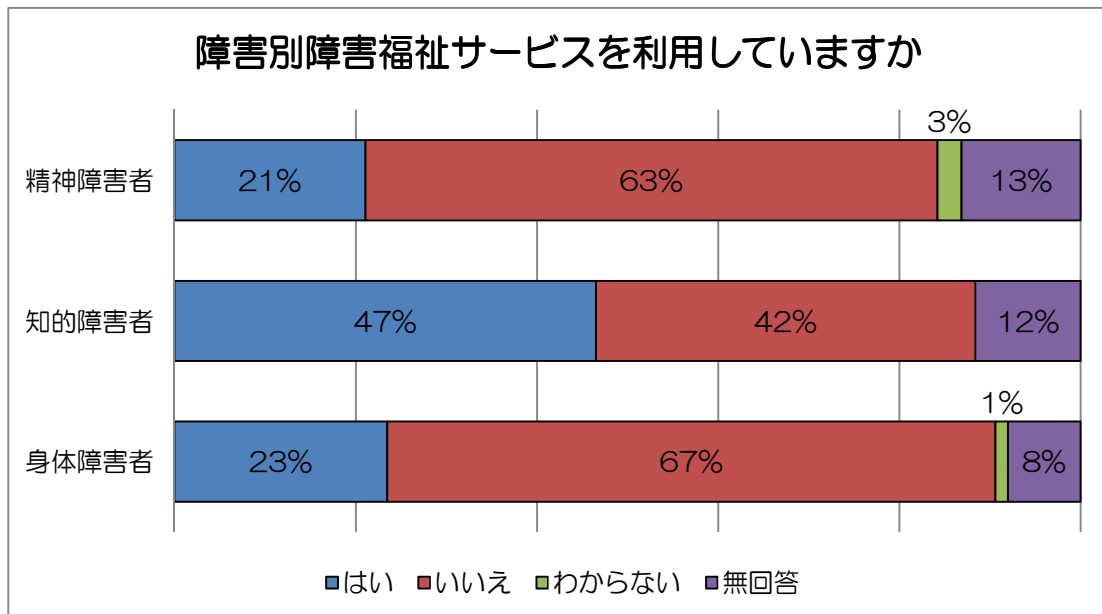
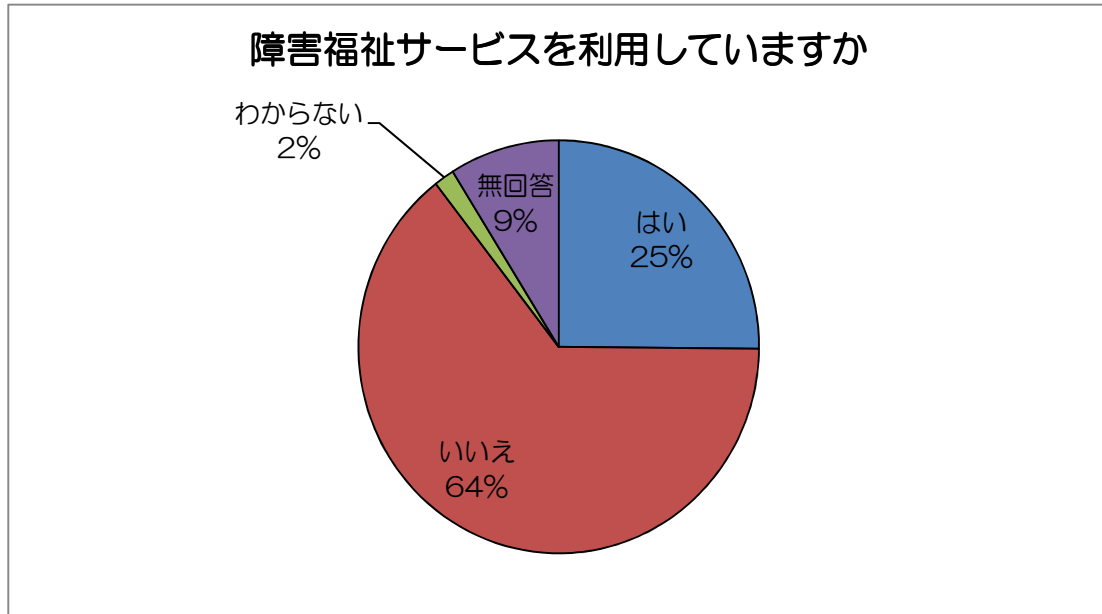


○介護で困っていることは？

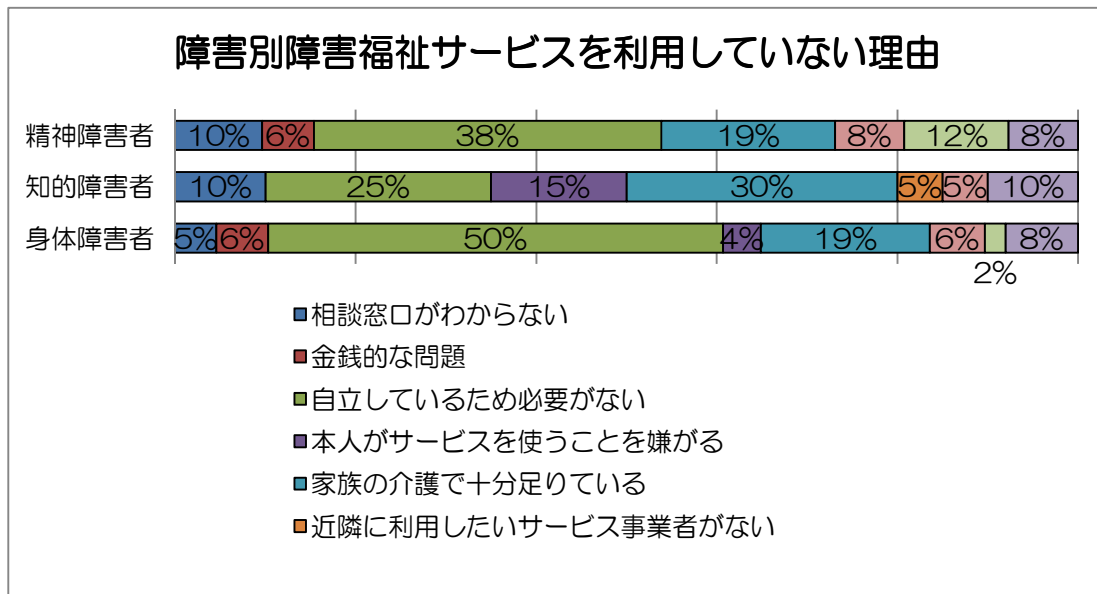
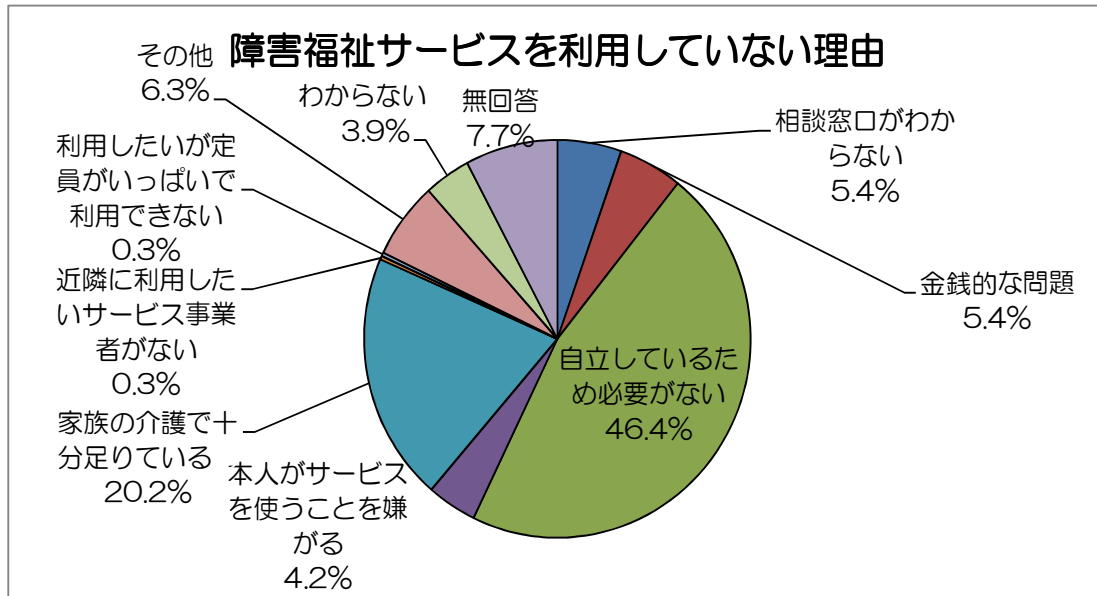


5. サービスの利用について

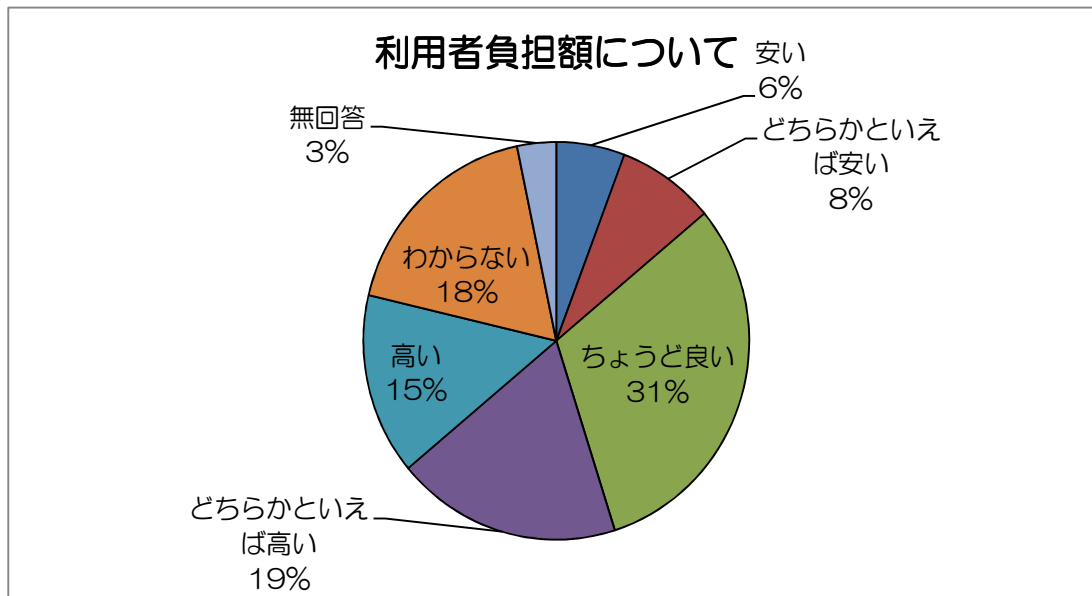
○障害福祉サービスを利用していますか？



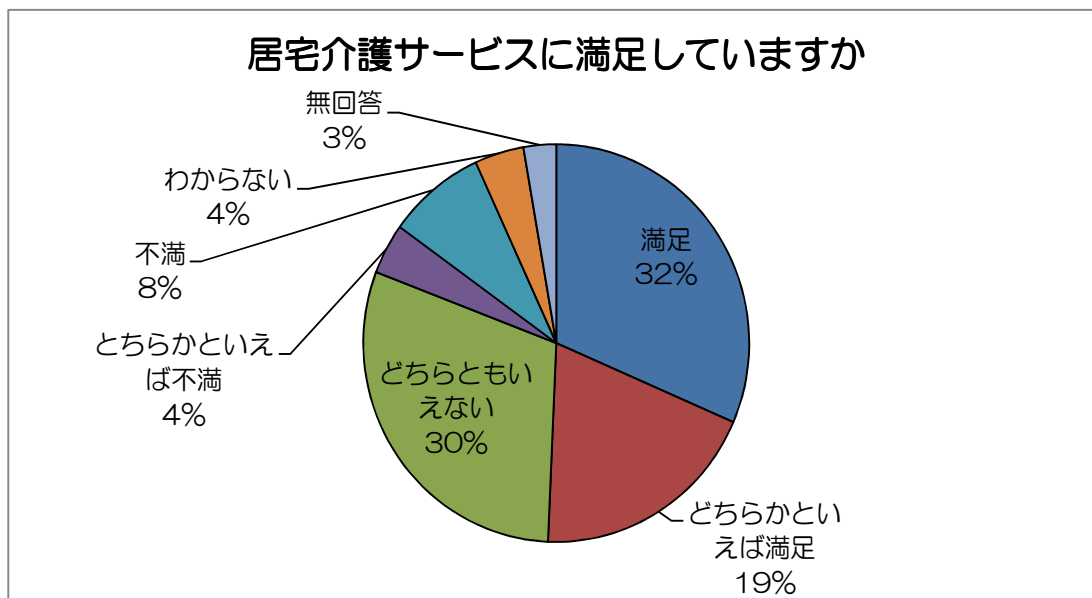
○利用していない理由について



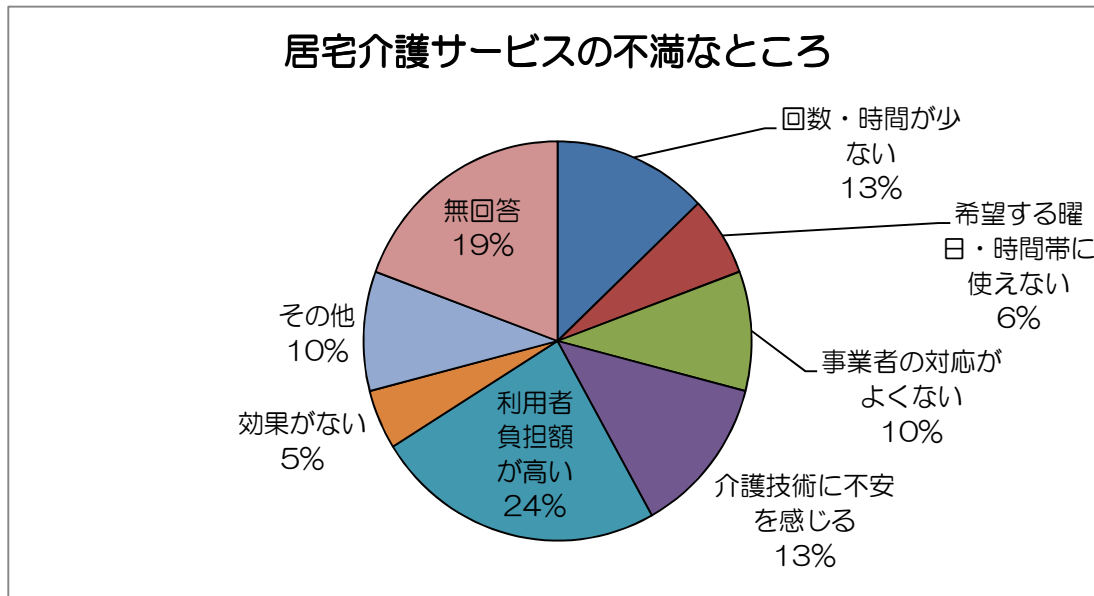
○利用者負担について



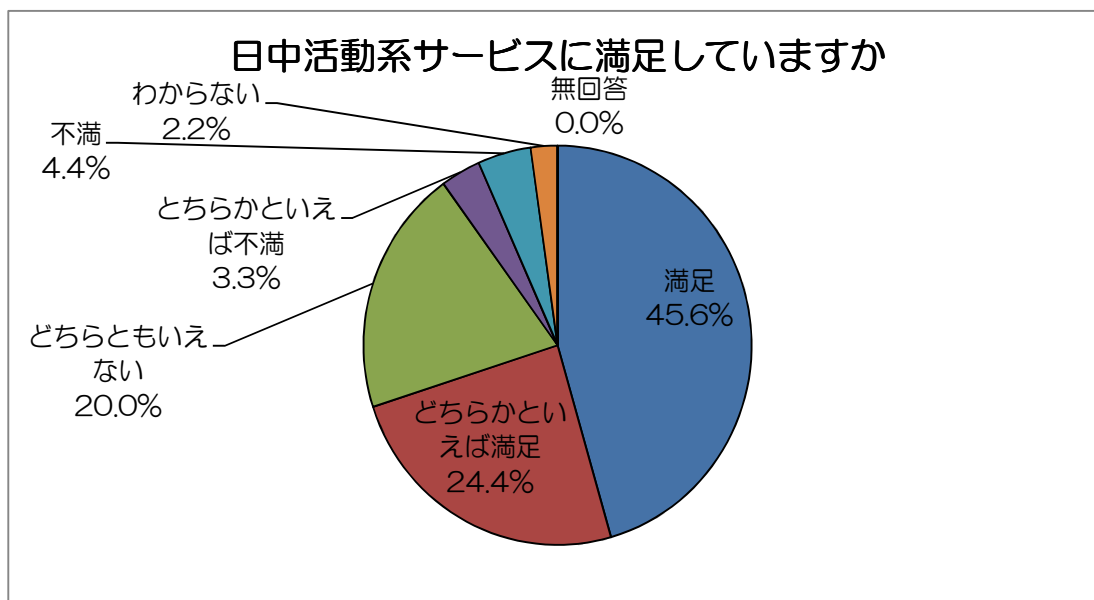
○居宅介護のサービスに満足していますか



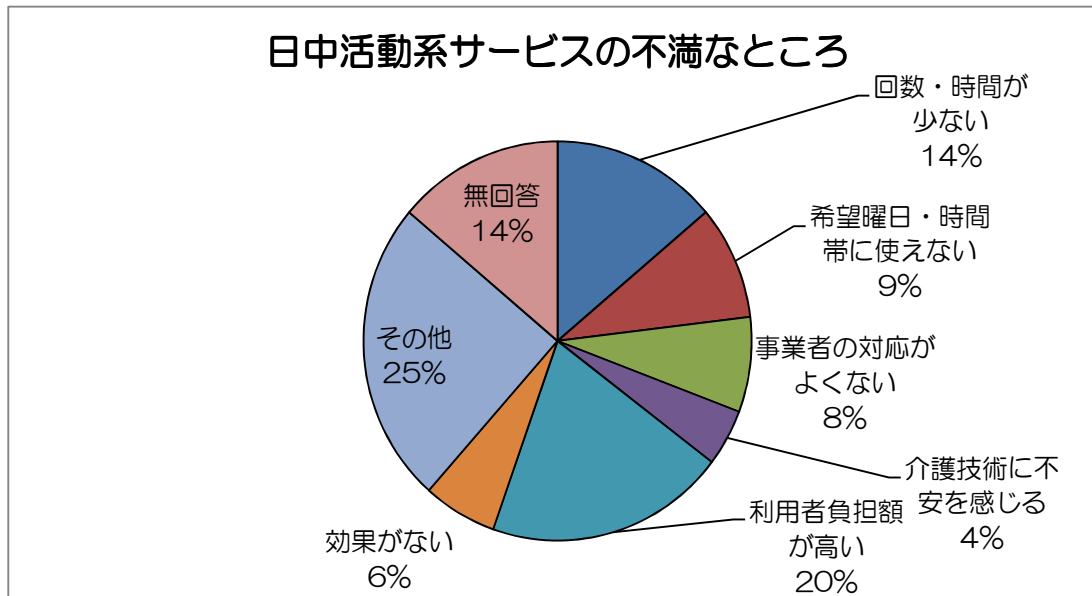
○居宅介護サービスの不満なところ



○日中活動系サービスに満足していますか



○日中活動系サービスの不満なところ



アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

▶ 市内及び近隣市所在事業所提供サービス（障害福祉サービス）一覧表 ◀

事業所名	居宅介護	短期入所	生活介護	施設入所	ケアホーム	自立訓練（生活介護）	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援	就労継続支援B型	グループホーム	基準該当サービス
北茨城市社協介護センターのぞみ	○										
ライフサポート平賀	○										
介護じゃんけんぽん北茨城	○										
すいとぴー介護ステーション北茨城	○										
タンポポ畑	○					○		○	※2		
障害者支援施設ひまわり荘		○	※3	○							
障害者支援施設はなます荘		○	○	○				○	○		
リバティ若栗		○	○	○							
障害者支援施設愛正園		○	○	○							
工房阿列布			○						○		
老人福祉センターライト											○
アーシャ										○	
一想園			○		※4		○	○			
福祉のお店福寿草								○			
西明寺事業所ステップ									○		
はっぴい・べる			○						○		
虹のかけはし									○		

※1 「北茨城市社協ケアプランナーのぞみ」で提供します。

※2 「障害者就労支援施設ポポタ」で提供します。

※3 施設入所支援と併せて利用します。

※4 「ケアホーム一想園」で提供します。

▶ 市内及び近隣市所在事業所提供サービス（地域生活支援事業）一覧表 ◀

事業所名	日中一時支援	移動支援	相談支援
北茨城市社協介護センターのぞみ	○	○	
ライフサポート平賀	○	○	
介護じゃんけんぽん北茨城	○	○	
タンポポ畑	○	○	
リバティ若栗	○		
障害者支援施設愛正園	○		
ライトハウス			○

